中核機関の役割と
ソーシャルワーク機能に関する
調査研究事業

報告書

令和7年（2025年）3月

公益社団法人 日本社会福祉士会

はじめに

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。令和4年3月25日に閣議決定されました「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度だけではない、権利擁護支援の総合的な利用促進の取組をさらに進めることが示されました。

また、法務省の法制審議会における民法（成年後見等関係）部会においては、成年後見制度の見直しを含め、民法改正に向けた検討がなされており、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」では、地域共生社会の実現に向けた様ざまな検討項目のうち、中核機関の法制化等今後の位置づけの検討もなされています。

地域共生社会の実現に向けては、中核機関の体制整備や権利擁護に関する取り組みが求められていますが、地域性や担当する分野によって、中核機関がどのような状況に置かれているのか、設置状況のみならず、現状果たしている役割や機能についての実態を明らかにすることが必要です。

しかし、地域共生社会の実現に不可欠である自治体等における中核機関の位置づけや役割、ソーシャルワーク機能等の状況については、全国規模での質的な把握等はこれからの課題とされています。

現状の把握を行うことで、地域共生社会の実現に向けて、今後どのように中核機関を位置づけ、役割とソーシャルワーク機能を整理していくべきかという方途を適切に描くことが可能となり、自治体等における中核機関の整備、取り組みに関する計画や見通しを立てる際にも参考になると考えます。また、第二期基本計画のもとに検討されてきた中核機関に期待される役割や機能は、社会福祉士等が果たすことが期待されているソーシャルワーク機能そのものであると考えます。

以上の観点から本調査研究では、自治体等における中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する実態を調査し、地域ごとの特徴を踏まえた分析を行うとともに、あるべき中核機関の役割とソーシャルワーク機能について整理を行うこととしました。

具体的には、「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するヒアリング調査」および「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するアンケート調査」を実施し、特に中核機関のソーシャルワーク機能がどのように発揮されているか、チーム支援や地域連携ネットワークへの支援、包括的支援体制（重層的支援体制整備事業）や地域包括支援センター等の権利擁護事業との関係性や、行政と司法との連携における現状の課題や法的基盤の整備の必要性、機能を発揮する上で求められる体制や役割・機能について整理を行いました。本会の調査研究事業のなかでは量的な調査研究は困難であるため、一部の地域についての質的な調査を行ったことになります。

本事業を通じ、得られた成果は、中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する報告書としてまとめ、関係機関に配布を行うとともに、本会ホームページに掲載を予定しています。

本調査研究が、各地域の自治体、中核機関職員等の関係者による、地域における権利擁護支援に向けた取り組みを進める際の一助となるほか、今後の中核機関のありかたに関する検討の基礎となることを期待しています。

結びに、本事業にご協力をいただいた、委員、オブザーバー、自治体、中核機関等協力者の皆様、現任の社会福祉士の皆様をはじめとする、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

2025 年 5 月

公益社団法人 日本社会福祉士会 後見委員会
中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業 委員会
委員長 星野 美子

「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」報告書

目　次

第１章
事業の目的

第１章　事業の目的

1. 背景

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度だけではない、権利擁護支援の総合的な利用促進の取組をさらに進めることが示された。

また、法務省の法制審議会における民法（成年後見等関係）部会においては、成年後見制度の見直しを含め、民法改正に向けた検討がなされており、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」では、地域共生社会の実現に向けた様ざまな検討項目のうち、中核機関の法制化等今後の位置づけの検討もなされている。

地域共生社会の実現に向けては、中核機関の体制整備や権利擁護に関する取り組みが求められているが、地域性や担当する分野によって、中核機関がどのような状況に置かれているのか、設置状況のみならず、現状果たしている役割や機能についての実態を明らかにすることが必要である。

しかし、地域共生社会の実現に不可欠である自治体等における中核機関の位置づけや役割、ソーシャルワーク機能等の状況については、全国規模での質的な把握等はこれからの課題とされている。

2. 事業概要

現状の把握を行うことで、地域共生社会の実現に向けて、今後どのように中核機関を位置づけ、役割とソーシャルワーク機能を整理していくべきかという方途を適切に描くことが可能となり、自治体等における中核機関の整備、取り組みに関する計画や見通しを立てる際にも参考になると考えている。また、第二期基本計画のもとに検討されてきた中核機関に期待される役割や機能は、社会福祉士等が果たすことが期待されているソーシャルワーク機能そのものであると考えている。

以上の観点から本調査研究では、自治体等における中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する実態を調査し、地域ごとの特徴を踏まえた分析を行うとともに、あるべき中核機関の役割とソーシャルワーク機能について整理を行うこととした。具体的な事業概要は以下のとおりである。

（1）中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するヒアリング調査
（2）中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するアンケート調査
（3）中核機関の役割とソーシャルワーク機能の整理
（4）中核機関で使用する権利擁護支援相談時の書式の作成

(1)中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するヒアリング調査

中核機関の役割・機能や行政と司法の連携と課題、配置する人材と体制の実態を把握するために、自治体等に対してヒアリング調査を行った。

自治体等における中核機関の役割とソーシャルワーク機能について、各自治体等における中核機関の主な役割や支援機能、取り組みや権利擁護支援相談時の書式(帳票やツール等)、チームへの支援、地域連携ネットワークの在り方や既存のネットワークとの有機的連携、重層的支援体制整備支援事業や既存の権利擁護相談窓口との連携、権利擁護支援における市区町村の役割・機能の在り方や都道府県の役割、民法改正の議論を踏まえた中核機関の役割等について自治体等の担当者にヒアリング調査を実施した。

なお、プレ調査として、自治体及び社会福祉協議会に対し、事前のインタビュー調査を行い、ヒアリング調査で使用する調査票の質問項目が適切か等について検証を行い、その結果を踏まえて調査票を作成した。

■調査の目的:

中核機関の役割・機能や行政と司法の連携と課題、配置する人材と体制の実態を把握するために、自治体等に対してヒアリング調査を行った。

■調査対象:

(1)中核機関設置の 6 市区町

(2)中核機関に対する支援に取り組んでいる5都府県

※調査対象は、都市部や地方等の地域性、規模感のバランスを考慮し選定

■調査内容:

・自治体・中核機関の基本情報
・各自治体等における中核機関の主な役割と支援機能、取り組み
・権利擁護支援相談時の書式(帳票やツール等)
・チームへの支援
・地域連携ネットワークの在り方、既存のネットワークとの有機的連携
・重層的体制整備支援事業との連携
・既存の権利擁護相談窓口との連携
・権利擁護支援における市区町村の役割・機能のあり方
・権利擁護支援における都道府県の役割
・民法改正の議論を踏まえた中核機関の役割

■調査期間:

2024 年 9 月 3 日(火)～2025 年 3 月 12 日(水)

■調査方法:

Zoom ミーティングを使用したオンラインによるインタビュー

（2）中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するアンケート調査

中核機関の役割・機能や行政と司法の連携と課題、配置する人材と体制の実態を把握するために、自治体等に対して質問紙によるアンケート調査を行った。

自治体等における中核機関の役割とソーシャルワーク機能について、各自治体等における中核機関の主な役割や支援機能、取り組みや権利擁護支援相談時の書式（帳票やツール等）、チームへの支援、地域連携ネットワークの在り方や既存のネットワークとの有機的連携、重層的支援体制整備支援事業や既存の権利擁護相談窓口との連携、権利擁護支援における市区町村の役割・機能の在り方や都道府県の役割、民法改正の議論を踏まえた中核機関の役割等について自治体等の担当者にアンケート調査を実施した。

なお、プレ調査として、自治体及び社会福祉協議会に対し、事前のインタビュー調査を行い、アンケート調査で使用する調査票の質問項目が適切か等について検証を行い、その結果を踏まえて調査票を作成した。

■調査対象：

東京都、京都府、香川県の市区町村および東京都、香川県の市区町村社会福祉協議会

※調査対象は、都道府県として中核機関の支援に取り組んでおり、本庁より調査の同意を得た自治体の中で、都市部や地方等の地域性、規模感のバランスを考慮し選定

■調査期間：

2025 年 1 月 8 日（水）～2025 年 2 月 3 日（月）

■調査方法：

対象都府県および都県社会福祉協議会を通じて、市区町村および市区町村社会福祉協議会に対し調査票を送付した。

（3）中核機関の役割とソーシャルワーク機能の整理

（1）、（2）の実態調査の結果を踏まえ、直営実施や委託の在り方等、中核機関の役割とソーシャルワーク機能の現状の整理を行った。

（4）中核機関で使用する権利擁護支援相談時の書式の作成

（1）、（2）の実態調査および（3）での整理を踏まえ、平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」にて作成した「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」等で提示された既存の書式の改訂について、以下の内容を中心に検討を行った。

①権利擁護支援の相談機能に資するツール

②制度が必要と判断された際の情報の整理のためのツール

③後見人等選任後の状況の変化を把握するためのツール

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉士会の倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号：2024-003）。

(1)ヒアリング調査

ヒアリング調査については、以下の点を説明し、書面にて協力への同意をいただいた上で実施した。

・研究の目的・研究の方法
・調査への協力は回答者の自由意思に基づくものであり、同意が得られなくても何ら不利益を受けることはないこと
・得られた情報は、今回の調査目的以外には使用しないこと
・情報やデータの管理には細心の注意を払うこと
・インタビューは録画されること
・研究代表者の氏名・事務局の連絡先
・調査結果については、事前確認を実施した上で、報告書にとりまとめて公表すること

(2)アンケート調査

アンケート調査については書面にて、以下の内容について説明した上で、回答いただいた。

・調査の目的
・調査の回答方法
・回答内容はすべて統計的に処理し、事業終了後は廃棄すること
・プライバシーの保護には十分配慮し、回答の内容は本調査以外の目的には使用しないこと
・回答いただいた内容や、回答内容を基にした分析結果を本事業の報告書に掲載すること

4. 事業実施体制

本調査研究事業の実施にあたっては、「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業 委員会」を設置した。なお、委員会名簿等は、巻末に掲載している。

※略称について

本調査研究事業の報告書については、以下の通り略称を使用している部分がある。

略称	正式名称
社協	社会福祉協議会
家裁	家庭裁判所
日自	日常生活自立支援事業
重層	重層的支援体制整備事業
利用支援事業	成年後見制度利用支援事業

第２章
ヒアリング調査の結果

第2章　ヒアリング調査の結果

1. ヒアリング調査の方法

(1)調査の目的

中核機関の役割・機能や行政と司法の連携と課題、配置する人材と体制の実態を把握するために、自治体等に対してヒアリング調査を行った。

(2)調査の対象

①中核機関設置の 6 市区町

②中核機関に対する支援に取り組んでいる5都府県

※調査対象は、都市部や地方等の地域性、規模感のバランスを考慮し選定

(3)調査内容

・自治体・中核機関の基本情報

・各自治体等における中核機関の主な役割と支援機能、取り組み

・権利擁護支援相談時の書式(帳票やツール等)

・チームへの支援

・地域連携ネットワークの在り方、既存のネットワークとの有機的連携

・重層的体制整備支援事業との連携

・既存の権利擁護相談窓口との連携

・権利擁護支援における市区町村の役割・機能のあり方

・権利擁護支援における都道府県の役割

・民法改正の議論を踏まえた中核機関の役割

(4)調査の実施方法

1)開催方法:Zoom ミーティングを使用したオンラインによるインタビュー

2)調査期間:2024 年 9 月 3 日(火)～2025 年 3 月 12 日(水)

（5）調査対象一覧（実施順）

●市区町村

	日付	調査対象機関名	都道府県	人口規模	キーワード
1	2024/9/3	豊田市 豊田市社会福祉協議会	愛知県	約 41 万人	直営＋委託 重層との連携体制 会議の工夫による連携体制
2	2024/9/9	大田区 大田区社会福祉協議会	東京都	約 74 万人	直営＋委託 重層との連携体制 シートの活用によるアセスメント
3	2024/12/4	せたな町	北海道	約 7000 人	直営 法テラスとの連携
4	2024/12/12	甲斐市	山梨県	約 7 万人	直営 地域包括支援センター等一次相談窓口との連携
5	2024/12/25	名古屋市社会福祉協議会	愛知県	約 233 万人	政令市、社会福祉協議会に委託 身寄り問題への取組との関係
6	2025/2/3	木曽町 木曽広域連合	長野県	約 1 万人	山間部（資源が限られる地域） 木曽広域連合に委託

●都道府県

	日付	調査対象機関名	都道府県	人口規模	キーワード
1	2024/12/20	静岡県社会福祉協議会	静岡県	約 355 万人	県社協による圏域ごとの後方支援 家裁との連携 モデル事業の実施状況
2	2024/12/23	京都府	京都府	約 253 万人	府庁による市町村への後方支援 モデル事業の実施状況
3	2025/1/7	香川県社会福祉協議会	香川県	約 91 万人	地域担当制 法人後見の体制整備
4	2025/1/17	宮崎県	宮崎県	約 102 万人	全市町村で中核機関整備済状況での課題 モデル事業の実施状況
5	2025/3/12	東京都 東京都社会福祉協議会	東京都	約 1418 万人	離島（資源が限られる地域）に対する必要な支援

(6)調査対象自治体概要一覧

●市区町村

自治体名	豊田市	大田区	せたな町	甲斐市	名古屋市	木曽町
人口	421,765	736,652	6,750	76,273	2,331,264	9,816
高齢化率	23.60%	22.30%	47.70%	26.50%	25%	44.19%
地域包括支援センター数	28	23	1	1	29	1
日常生活自立支援事業利用者数	55	40	1	22	1,465	9
障害者相談支援事業所数	18	48	1	13	20	2
療育手帳所持者数	3,824	5,069	85	530	21,202	86
精神障害者保健福祉手帳取得者数	4,444	6,889	72	815	35,519	137
成年後見制度利用者数	574	1,293	21	128	3,017	23
市長申立て数	30	47	7	6	119	6
市民後見人養成者数	80	36	54	0	77	0

●都道府県

自治体名	静岡県	京都府	香川県	宮崎県
人口	3,522,000	2,561,000	918,348	1,030,361
県内の自治体数	35	26	17	26
高齢化率	30.70%	29.60%	31.80%	34%
地域包括支援センター数	160	126	25	70
日常生活自立支援事業利用者数	1,298	1,683	743	580
障害者相談支援事業所数	202	364	81	205
療育手帳所持者数	37,724	30,508	8,133	12,568
精神障害者保健福祉手帳取得者数	32,400	22,905	7,846	11,646
法人後見実施法人数	38	不明	19	23

●東京都（島しょ部）

自治体名	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村
人口	6,982	314	2,453	1,775	2,254	291	6,968	156	2,600
高齢化率	39%	23%	41%	34%	39%	21%	40%	24%	17%
地域包括支援センター数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日常生活自立支援事業利用者数	2	0	0	0	17	0	10	0	2
障害者相談支援事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療育手帳所持者数	106	6	18	16	33	2	77	－	6
精神障害者保健福祉手帳取得者数	52	3	12	7	12	1	43	－	10
法人後見実施法人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. ヒアリング調査の結果

市区町村①　せたな町

1. 主な聴き取り内容

＜中核機関の取組＞

- 相談を受け付けて課題を整理し、ネットワークを組んでいく専門性が保健福祉課職員に蓄積されてきたため、中核機関の相談体制はその延長性にあるべきと考え、課の職員の一部が中核機関職員を兼務している。
- 地域ケア個別会議兼権利擁護支援チーム員会議にて、権利擁護の必要性を検討したい事案につき、関係者が集まって、（成年後見制度だけに限らず）どのような対応がよいかを検討し、チーム形成を支援している。
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援として、ケアマネジャーを法テラスにつないでいる。
- 上記の権利擁護支援チーム員会議は、後見人等選任後も、包括的・継続的ケアマネジメント支援としても、後見人支援としても、実施している。
- 成年後見人意見情報交換会の開催により、センターと後見人等、後見人同士の関係づくりを実施（死後事務、身寄り問題、意思決定支援など、具体的な業務についての意見交換）している。
- 地域包括支援センター運営協議会、障害者地域自立支援協議会の委員から、成年後見制度利用促進の協議会の委員を選出している。
- 直営地域包括支援センター及び障がい福祉係の職員の一部が中核機関を兼務しているため、そのほかの職員とのケース共有は、課内会議や相談受付票の課内供覧で実施している。
- 虐待対応職員と中核機関職員は、分けたほうが良いと考える。

＜権利擁護支援チームの形成支援＞

- 受任調整会議でアドバイザーから助言を得て決定する仕組みとなっている。アドバイザーをどう育てるかも重要と考える。

＜都道府県・国の役割＞

- 都道府県には、法人後見実施機関の設置、広域で法人後見を受任する機関の設置を行ってほしい。また、担い手育成、後見人支援は都道府県が実施してほしい。
- 自治体間における首長申立の要綱の相違により申立が遅滞することがあるため、都道府県の支援が必要である。
- 他の自治体の情報、同じくらいの規模の市町村担当者の取組みを知りたいので、国レベルで中核機関の情報交換の時間をもっていただきたい。また、社会福祉法人等に対し、法人後見実施機関立ち上げに向けた働きかけ、呼びかけをしていただきたい。

＜民法改正に向けて＞

- 民法改正を踏まえて、後見制度の終了や交代、権限の付与・はく奪について中核機関に意見を求められるのであれば、業務量がかなり増える。人員を充実させる必要がある。すべてを中核機関が担うことは困難なので、家庭裁判所の調査機能も強化してもらいたい。
- 当町の現状では成年後見制度の終了後、日常生活自立支援事業につなげることは困難。
- 法テラスとの連携により、中核機関の機能を果たせてきた。法テラスの人員体制をぜひ充実させてもらいたい。

2. 中核機関概要

- R3 年 12 月、直営中核機関として「せたな町成年後見支援センター」を保健福祉課内に設置。障がい福祉係・地域包括支援センターの社会福祉士の計 3 名が実務を行う。
- 地域包括支援センター（兼居宅・予防支援事業所）職員としての業務、障がい者指定特定相談支援事業所の相談支援専門員としての業務と兼ねて行う。
- R4 年 4 月に人事異動で社会福祉士 4 名体制になった。

3. 協議会概要

- R4 年 3 月、「せたな町成年後見利用促進協議会」を設置した。
- 地域包括支援センター運営協議会、障害者地域自立支援協議会委員の中から各 2 名ずつ委員を選出。R7 年度、6 名へ増員を予定している。
- オブザーバーは固定せず、毎回地域の法律専門職等を 1 名依頼している。
- 年 2 回定例会を開催するほか、R6年度からは必要に応じて臨時開催し、受任調整会議を兼ねる。
- 活動報告、事例共有、報酬助成に関する要綱改正、成年後見利用促進基本計画の策定について等が主な協議事項である。

市区町村② 大田区、社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

1. 主な聴き取り内容

＜中核機関による支援＞

- 区と区社協が役割分担し、中核機関機能を担っている。行政は広報・体制整備を担当し、社協は相談支援・市民後見人育成・後見人支援などを実施している。
- 周知啓発については、出前講座やパンフレット、ホームページ上でアニメ動画等を活用した周知活動を行っている。
- 福祉従事者向けの初心者向け研修を実施。成年後見制度の正しい理解や意思決定支援について学びを深める機会としている。
- 相談支援では、月１回の権利擁護支援検討会議を通じ、専門職アドバイザーと共に本人主体の支援とチーム支援を重視している。丁寧にプロセスを経ているが、相談件数増、対応負担増が課題となっている。
- 市民後見人養成は区独自に養成講座を隔年で実施。講座修了者の受任促進に向け、つなぎを丁寧に行っている。市民後見人の育成・支援においては専門職の協力を得、専門職受任ケースからのリレーや追加選任、それぞれの強みを生かした複数後見の取組を推進している。
- 親族後見人支援や専門職後見人からの交代支援にも取り組んでいる。親族後見人の把握が課題となっている。

＜重層的支援体制整備事業と中核機関＞

- 困難ケースへの支援において、おおた成年後見センターが重層的支援体制整備事業の支援現場に入るケースが増えている。権利擁護の視点を持ちながら、本人の希望や生活意向を重視して支援を組み立てるアプローチを重層事業との連携において重視している。
- 「困りごと」だけにフォーカスするのではなく、生活の中での意向や希望を確認し、地域住民が緩やかに見守ることで、課題を早期に発見できるという考えが中心である。
- 支援者側の温度差（意識の違い）や、支援対象者本人の同意を得る困難さなど、課題も存在している。
- 重層事業における支援では、「課題解決型」に加え、つながり続けることをめざす「寄り添い型」の支援も求められている。

＜民法改正と中核機関の法制化＞

- 成年後見制度が終了して、そのあと権利擁護の支援が何も入らないとなると、生活が成り立たない人が出てくる。後見制度終了後の支援体制を整えないと、終わらせることは難しいと思う。社協だけでやることは難しいが、民間を入れるとしても民間への監督体制を整えてほしい。本人のための

仕組みでなければならない。

- 成年後見制度の終了について中核機関が意見を出す場合、本人の状況が分からないケースもあるため、地域包括支援センターや相談支援事業所といった本人に身近な支援者の関りが必須となる。
- 成年後見制度終了後を支える地域の人材をどう育成するか、専門職とどう連携するかが課題となるのではないか。

2. 中核機関概要

- 区と社協が連携して取り組んでいるが、成年後見制度利用推進機関である大田区社会福祉協議会が中核機関の機能を果たすための業務を遂行し、区は、確実な業務遂行のための体制と環境整備を担っている。お互いの強みを活かして役割分担をしている。
- 職員体制は、区が正規2名、嘱託契約1名、社協派遣1名の4名、社協は正規12名、嘱託契約1名の13名。計17名のうち、社会福祉士が13名、精神保健福祉士が4名となっている。

3. 協議会概要

- 住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用促進を目的に令和3年8月に「大田区成年後見制度等利用促進協議会を設置した。
- 学識経験者、専門職団体、地域団体、福祉関係者、医療関係、金融関係など 17 人の委員で構成し、年2回開催している。
- 協議会では、地域課題などの情報を共有し、委員の専門的な知見を活かし、地域連携の仕組みづくりについて検討を行っている。また、協議会をとおして、各専門職団体や関係団体の協力・連携体制を強化し、地域において支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援までつなげられるよう、地域連携ネットワークについて継続的に協議している。
- 成年後見制度等利用促進協議会において、地域連携ネットワーク強化部会を設置し、取組みを検討している。

市区町村③　甲斐市

1. 主な聴き取り内容

＜相談支援の場面＞

- 1 次相談を対象者別に分けている（65 歳以上は直営地域包括支援センター、65 歳未満の障害者手帳所持者は障害者支援課、それ以外の 65 歳未満の人は社協が担当）。1 次相談では「聞き取りシート」を利用し、課題が複雑、複合的な事案が中核機関に上がってくる。ほとんどが首長申立事案。法的解釈が欲しいと思うことがあり、相談支援の場面でも専門職のアドバイザーに助言をもらっている。
- 金融機関、郵便局に相談窓口案内を主たる目的とした簡易パンフレットを置いて紹介してもらっているほか、一般市民の団体や金融機関に出向いて出前講座をやったりしている。
- 申立支援は今年度から着手。家庭裁判所から、市に相談したらどう？と親族が言われて、相談に乗った親族申立の相談にのったケースがある。

＜利用開始までの場面＞

- 担当レベルで情報共有、専門職にはかるニーズの抽出をする一段階目、専門職に助言を受ける二段階目の検討会議を、同日に行っている。隔月で実施。首長申立の事案3～4ケースについて、職種の検討を行う。検討するケースが無くても情報共有を兼ねて行っている。
- 二次相談で記入するアセスメントシート、成年後見制度検討シートを専門職に事前に送っておいて、助言を得ている。
  家庭裁判所の面接の際に、意見として加えて申立て事情説明書への記載、口頭で伝えている。
- 専門職が団体内部で調整をしてくれることはある。また、申立から関わろうと提案を受けたものもある。

＜チームの自立支援＞

- 申立に関わった事案は、後見人選任後の支援として、ケース担当をした職員が後見人への連絡、ケアマネジャー等のチームメンバーを集める会議を実施し、後見人との役割分担の確認をしている。それ以降は、専門職後見人等から連絡がくれば対応している。本人への関わり方や退院後の支援、身寄りがない方の保佐の事案の場合には死後の事務をどうするかの相談などが入っている。
- 市内に成年被後見人等が 128 人いるが、後見人等の情報がないまま、支援を進めていくことは難しい。後見実務の経験がないので、紙面上ではわかっていてもイメージがつきにくく、なかなか着手しにくい。

＜担い手の状況＞

- 社協が日自からの移行ケースについては、法人後見をやっている。日常生活自立支援事業も待機者がいる。
- 専門職後見人が不足してきている状態。
- 市民後見人養成は未着手。県が養成講座を行っているようなので、それを利用したいと考えている。日自での実習は社協が体制上の理由で対応が難しい状況にあるため、他の方法がないか模索をしている。

＜中核機関が行うチーム支援＞

- 後見人が選任されるまでの間、地域包括でチームを組んで対応するようにしている。通帳を預からなくてはいけなくなる場面もあるので、組織で管理するため、社会福祉士と医療職、例えば保健師や主任ケアマネジャー等の2名体制で支援をしている。介護保険の支払い、病院の支払いを曖昧に進めていかなければならないのが難しい。
- 疾患・障害特性に基づく本人への支援の難しさは、成年後見人の専門性のみでは解決できないので、地域の関係機関等他の人たちと話し合う仕組みが必要。

＜既存のネットワークとの有機的連携＞

- 障害分野と共同し、協議会を開催。委員は 13 名（職能団体、民生委員協議会、自治会代表など）、活発な意見をいただいているので、行政では気づきにくい部分へのヒントをもらえている。
- 現在、委員の枠が 2 名空いているので、障害相談員や当事者団体の方に入っていただいてもいいんじゃないかという意見が出ている。

＜重層的支援体制整備事業との連携＞

- 2024年度から移行準備期間。福祉課福祉総務係が主幹となって進めているが、中核機関と絡めているわけではない。ワンストップではなく、従来の窓口で「断らない相談」として受け、複合的課題のある相談を、どうやって一つの課ではなく多くの課とつながっていくかが課題となっている。
  一次相談窓口を集めたワーキング形式でやっている。重層的支援体制整備事業を進めている人は、中核のネットワークを作った人なので、連携はやりやすい。

＜中核機関と地域包括支援センターとの連携・役割分担＞

- 担当が兼任という形でやっている。どこのポジションでやっているのか、一次相談なのか、二次相談なのかわからないし、地域包括なのか中核なのか、わからない立ち位置で仕事をしている状態。
- 高齢者虐待とか、セルフネグレクトの事例は、管理職に、行政がどのように対応すべきか、社会福祉士の意見を求められる。月1回、課内の社会福祉士の話し合いを持ち、どう対応するのがよいか、話し合っている。
- 虐待ケースを、中核機関の専門職レベルのケース検討に諮ることはない。

＜都道府県の役割＞

- 甲府市が近隣の市を集めて、情報交換会をやってくれている。ざっくばらんに情報交換ができてありがたい。
- 県が市民後見養成に着手してくれている。
- 虐待・セルフネグレクト、成年後見全般について、市町村がタイムリーに相談できる機関を、県で作ってくれたらありがたい。

＜民法改正＞

- 甲斐市で成年後見制度の終結候補者が何人出てくるのか、という思い。今以上のことはできない状態で、新たな仕事、やらなければならないこと、を増やすのは厳しい。兼務で行う仕事量ではなくなってくるので、人員を配置してもらわないと難しい。
- 制度の終結に関わると聞くと、責任が大きいことというイメージになる。後見制度につないできた事例では、本人自身は支援の必要性を感じていないけれど、ライフラインを止められているような事例があり、行政の自分たちの立ち位置で、どう調べて意見を言ったらいいのか、という戸惑いがある。相当、本人について調べる必要があると思われるが、当事者の方に中核機関がどういった形で紹介されるのかも大きいと思う。
- 複雑な事例となると、市町村としてどこまで事例を把握して、それに対する意見を出すことが出来るか未知数。市町村以外にも、もう一か所くらい、意見を聞いてくれるところがあるとありがたい。市町村が提出した意見書が開示されるかどうかは大きい。
- 家庭裁判所の調査官にも、やってもらいたい。

2. 中核機関概要

- R4 年に立ち上げ、今も直営で運営を継続している。
- 職員体制は、1 人が兼務でやっているのが実情。
- 長寿推進課には社会福祉士が正職で 2 名、会計年度であと 2 名の計 4 名。
- 社会福祉士が基本的には成年後見の担当という形で対応。
- 障害者支援課にも社会福祉士が 2 名いる。そこでも、成年後見の相談の一次相談は担当している。

3. 協議会概要

- 協議会の構成員は 13 名＋オブザーバーとして山梨県と家庭裁判所の書記官の方に入っていただいている。
- 甲斐市は全て直営。相談広報については、中核機関と、長寿推進課と、障がい者支援課と、甲斐市の社会福祉協議会で、多少相談の対象者を分けて対応。

市区町村④　木曽町、木曽広域連合

1. 主な聴き取り内容

＜中核機関の委託について＞

- 令和3年から中核機関整備についての協議を開始、障害者自立支援協議会の事務局を担っていた障害者総合支援事業所が、事務局を担えなくなったことを契機に、広域で委託できるところを探すことになり、利用促進の中核機関の委託も一緒に行いたい、という流れができた。令和４年４月より広域連合に委託、令和５年１月に基本計画策定、２月に協議会実施（年１回）、３月に受任体制検討委員会設立。

＜権利擁護の相談支援の場面＞

- １次相談は各町村の直営包括支援センター、広域連合（以降、中核機関）は２次相談。
- 親族から制度利用についての相談があった時は、司法書士、弁護士につないでいる（権利擁護相談を委託）。 首長申立の候補者についても、町村の相談にのってもらっている。
- 中核機関は、権利擁護相談について司法書士事務所と委託契約し、相談件数の実績報告を受けている。令和 7 年度からは、木曽圏域に新設された弁護士事務所とも契約予定。成年後見制度の利用をした方がいいのかどうかのアドバイスをもらうところまでの助言。中核機関にも相談窓口を設置しているが、一般住民からの相談実績は無い。
- 複雑な首長申立の案件が増えてきている（借財があって、困窮している。経済搾取案件。司法関係の人が入ってくれないと手続きがうまくいかない等）。

＜権利擁護支援チームの形成支援＞

- 中核機関が、首長申立案件について、町村からの依頼を受けて受任調整会議を開催。
- 首長申立は、県のマニュアルを基に作成した町のマニュアルに基づいて行っている。年間、各町村で1～2件程度。本人が松本圏域の施設に入っていれば、行政としてすでに関わりがある松本圏域の司法書士等に直接相談して候補者になってもらっている。判断できないケースについては、受任者調整にあげて委員に意見をもらっている。今年度は受任調整を2件実施。

＜法人後見・市民後見＞

- 南木曽町社協、大桑村社協は、それぞれが法人後見を実施。（大桑村社協は現在準備中で、令和7年4月設置見込）他の4町村社協は、協力して法人後見実施団体を設立することについて、司法書士他専門職より助言を受けながら検討を行ったが、検討は中断し設置もできていない。
- 市民後見人養成は、県社協作成の動画を利用したいと考えているが、町村社協が、演習を実施できる余地のある状態かどうかが見えていない。認知症サポーター、つながりサポーターもいるが、活躍の場の提供ができていない。

＜権利擁護支援チームの自立支援＞

- 各町村が、首長申立の事案については、後見人等とそれまでのチームの顔合わせ支援を実施している。後見人選任後も、後見人からの相談があれば対応している。後見人等に通帳を渡したくない被後見人について、裁判所の報告の都度、本人と一緒に金融機関にいって、通帳に記帳し、その写真を撮って後見人に渡すという協力をした事案がある。
- 経済的困窮のある被後見人の家族から後見人へ、金銭を要求されていた事案については、就労支援相談窓口に家族支援に入ってもらうなど、一緒に関わるようにした。

＜既存のネットワークとの有機的連携＞

- 障がい者の権利擁護については自立支援協議会内で協議や研修を年 1 回実施している。中核機関の事務局の職員が報告するようにしている。
- 利用促進協議会は年1回実施。年度の事業実施・次年度計画や基本計画の進捗状況を報告し意見をいただいている。自立支援協議会からも出席してもらっている。

＜地域包括支援センターとの連携＞

- 中核機関は成年後見制度の相談窓口になっているが、虐待等についての権利擁護の相談窓口ではないため、虐待対応は行っていない。
- 虐待については町村（直営地域包括支援センター）がその都度対応するのが役割であり、虐待対応未実施事案の相談が、中核機関に入ることはない。

＜権利擁護支援における都道府県の役割＞

- 小規模自治体では有資格者が少なく、募集しても人が来ないことから職員の配置が難しいため、各町村単独の法人後見・中核機関の整備をすることは困難。そのため、6町村で話し合ってきた。岐阜県の東濃地域は先進的で、中核機関の設置の段階から何回も相談していたが、木曽郡に適合させることは難しかった。また、中核機関を設置するとなると、どのくらいの量の業務があるのかが見えない。そのため、町村社協の受け止めも、それぞれで違っている。都道府県社協が法人後見の器をやってもらえると、町村社協も協働することに乗り気になってもらえるのではないかと思う。県には人材派遣をお願いしたい。県社協から町村社協に 1 年くらい出向して助けてもらえるとありがたいのではないか。

＜民法改正を踏まえた中核機関の役割＞

- 中核機関はモニタリングしているわけではないので、成年後見制度が終われるタイミングかどうか分からない。
- 町村は、被後見人等についてわかることは記入できる。しかし被後見人が施設入所等により当該地域にいる場合が少ない。その場合、施設への問い合わせで状態確認を終わらせていいのかどうか、分からない。例えば、介護認定の更新のタイミングでは本人と面会するので、そこにあわせてであれば、行くことができる。

- 終結の判断をしたことがないので、何をもって終結してよいと判断すればいいのか、今の時点では想像できない。
- 本人に身近なソーシャルワーカーが、逆本人情報シートのようなものを記入し、中核機関で意見をもらって提出するということであれば、取り組みやすいと思う。
- 成年後見制度をまた開始しなければならない場合には、すぐに開始できるようにしてほしい。
- 地域包括支援センターと中核機関の連携・役割分担については、それぞれの町村のやり方が尊重されるようにしてほしい。

＜福祉・司法関係の専門職との連携＞

- 小規模自治体は、専門職の数が少ない。行政書士も受任者候補として検討中。
- 行政にいる社会福祉士とは別の立場の社会福祉士の助言が得られることで、資料提供や実例紹介もしてもらえて、助かっている。続けてほしい。

2. 中核機関概要

- 木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村の 6 町村の委託で、木曽広域連合健康福祉課が担当している。
- 令和 4 年 4 月に中核機関を設置し、令和 5 年 1 月に第 1 期基本計画を策定した。

3. 協議会概要

- 令和 5 年 2 月に利用促進協議会を設立し、第 1 回利用促進会議を行った。そこで、計画内容の確認や、第 1 回の受任調整会議を行った。
- 令和 5 年 3 月に受任検討委員会を設立し、受任体制の検討を行っている。
- 利用促進協議会は、年 1 回、開催している。

市区町村⑤　豊田市、社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会

主な聴き取り内容

＜中核機関の取組＞

- 中核機関の役割を「体制づくり」と「個別支援の調整」に大別している。政策的な判断・対応を行う市と、支援の実践・連携を担う社協が共働し、役割分担しながら運営している。
- 会議を 4 種類（毎朝実施するカンファレンス、水曜ミーティング、月に一度の定例会、チーム会議）設定し、全件管理とモニタリングを徹底している。
- 新規相談は月 30 件ほどで、アウトリーチの相談を重視している。相談案件は全件確認、内容に応じてスクリーニングしている。チーム会議は専門職も交え 1 時間程度で実施し、本人も可能な限り参加している。
- 本人の負担を減らすため、アセスメントでは初回で全項目を聞き取らない方式に変更した。本人の現在の困りごとなど、最低限聞かなければいけないことを聴き取るようにして、ヒアリングの柔軟性を重視している。価値や選好は中核機関だけで判断するものではないため、それまでの支援者や家族にも確認しながら聴き取るようにしている。
- 行政と社協が柔軟に役割分担し、支援困難事案（例：施設退去問題、受診拒否ケース）では行政が前面に出る対応も行っている。診断書が取得困難なケースもある。
- 専門職後見人に関する苦情が中核機関に入った場合には、三士会のアドバイザーに相談する形で、市役所にも相談しながら調整している。

＜協議会＞

- 年に2、3回、協議会を開催している。三士会、医師会、基幹型地域包括支援センター、障害の自立支援協議会の代表、病院の医療ソーシャルワーカーの代表、消費生活センターがメンバーになっている。今は計画の見直しについて協議している。計画の策定や見直しのタイミングでは、アンケート調査や当事者団体のヒアリングを実施している。
- 部会を設けて、市民後見や身寄りのない人の支援の検討を行っている。身寄り問題については、それぞれの支援者がもっているノウハウのヒントを集めたレシピ集を作成している。救急搬送編を現在発行しており、死後事務編を現在まとめている。
- 協議会の委員からは、資源開発や政策分析、ネットワークづくりの観点での意見ももらっている。
- 家裁への通訳機能は、弁護士が中心となって担っている。

＜重層的支援体制整備事業と権利擁護＞

- 豊田市では行政が「重層的支援体制整備事業（重層支援）」の中心部署でもあるため、後見支援と重層支援が一体的に連携できる仕組みがあり、後見制度支援にとどまらず、生活支援、医療支援、家族支援等の多様な課題にも柔軟に対応している。

- 中核機関では、成年後見制度支援だけでなく、後見制度に至らない困難ケースにも対応するために、重層的支援体制における多機関連携による支援を意識した体制を構築している。
- 後見センターの水曜ミーティングでは、市役所とセンターが協働で「後見制度以外の複合的な課題」（例：家族支援、生活課題）も共有・整理している。後見制度だけで対応しきれない部分は、重層的支援体制整備事業を活用して対応している。
- 特に、後見制度支援に取り組むなかで、例えば「本人の家族支援」や「医療機関との調整」、「福祉サービス導入」など、後見人の役割を超える部分については、重層支援のネットワークに載せる仕組みを作って対応している。
- この取り組みは、成年後見支援の限界（法的支援だけでは不十分なケース）をカバーするためにも重要な連携施策となっている。
- 重層支援の仕組みに後見センターが「権利擁護」の視点で関わることによって、包括や障害の相談支援事業所に、権利擁護についての理解が広がっている。

＜民法改正と中核機関の法制化＞

- 現在の日常生活自立支援事業（日自）の委託費はただでさえ東京都の半分以下であり、やっていけていない。成年後見制度が終わるようになって、そのあとを日自が受けていくということになると、パンクしてしまう。国からも県に、ちゃんと委託費を出してほしいと要請してほしい。
- モデル事業をやっていく中で、金融機関からの引き出しが課題となった。成年後見終了後を社協だけで受けていくことは不可能であり、多機関が協働できるように、法改正の際には金融機関や金融庁も含めてどうするのか考えてほしい。
- 成年後見制度からの出口支援について中核機関に期待されても、自分たちが全く関わっていない人については、情報がない。家裁がどの程度情報を出してくれるか、気になっている。
- 成年後見制度終了の判断については、情報がない中では受任調整会議でも検討しづらいのではないか。逆ソーシャルレポートのような仕組みが必要ではないか。司法側の視点だけではなく、福祉側の視点でみた情報、アセスメントをまとめたものが必要ではないか。
- 本人情報シートは、裁判所が制度を開始するかどうかを判断する上で必要な情報がまとめられているが、今後は、制度終了後に支援を受け取る側である行政や地域の福祉関係者に必要な情報がまとめられた逆本人情報シートが必要ではないか。
- この逆本人情報シートは、中核機関が書くという仕様だけにする必要はなく、後見人とは別の社会福祉士が調べて記入するなど他の人も記入できるようになっていると良い。

市区町村⑥　社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会

1. 主な聴き取り内容

＜権利擁護の相談支援＞

- 成年後見制度を利用するだけで解決するわけではない相談も多い。親が制度利用して施設入所した場合、残された人が生活できるのか、そのためにどのような支援と連携が必要かということもみている。
- チーム会議に呼ばれて中核機関が一緒にケース検討をすることもある。その場合には、直接かかわっていない二次相談の立場として、どんな方法があるのかを一緒に考えていくようにしている。
- チーム会議に専門職のアドバイザー（弁護士、社会福祉士）に入ってもらったり、地域包括支援センターへの法務能力支援という形で弁護士がかかわっていたりする場合もある。
- 中核機関がチーム会議に関わる際には、課題だけに目を向けるのではなく、本人の主体性や意思決定支援をみるようにしている。最終的には、本人を交えた会議を実施することも意識している。

＜権利擁護支援チームの形成＞

- 支援者向けの成年後見制度の活用ハンドブックを作成、ガイドラインや帳票も入れているので、地域の支援者にはこれらの活用により成年後見制度活用のイメージを持ってもらっている。市の作成している首長申立の手引きでも、首長申立は行政が単独で判断するものではなく、他の支援者と一緒に検討していくことを位置付けている。
- 人口 230 万人以上いる名古屋市に中核機関が一つ。中核機関は本人のことを断片的にしか把握していないので、本人情報シートは、日常的に関わっている支援者が書いている。
- 後見申立を進めていく過程では、後見人等にどのような役割が想定されるのか、を支援チームでイメージしてもらうようにしている。このイメージができていると、後見人が選任された後も比較的チームに入りやすいのでは、と意識している。
- 首長申立については、最終決定は区役所または保健センターであるが、中核機関が関わっている事案も多い。中には、支援者の視点から申立てを求めることに対して、本人の意思を含めてもう少し待った方がいいと意見をすることもある。
- 候補者推薦依頼書には、「今後の支援方針の見立て」「報酬助成の対象者かどうか」を入れるようにしている。
- 受任調整に関する会議は、外部の委員に助言をもらいたい時、会議を開催している。そのため、多い年でも年間 6 回、3 回の年もあった。この会議を通さずに申立をするケースもある。中核機関だけでは決められないケースについて、令和5年度は相談件数 1,817 件（うち、首長申立に関する相談 234 件）に対しチーム会議の開催が 69 件、候補者調整委員会等審議案件が 11 件、首長申立

が 119 件であった。

＜権利擁護支援チームの自立支援＞

- 後見人選任後、できる限りチーム会議を開催して方針の引継ぎができるよう行政に提案しており、中核機関の職員が入れる場合には、入って行っている。首長申立をした場合も、必要な場合には選任後に後見人等を交えたチーム会議を開催するように、首長申立の手引きを修正してもらった。
- 受任調整やチーム会議がされていれば、申立ての準備過程で候補者調整や後見人との役割分担が検討されているが、これらの会議や検討なしで進んできたものは、受任後に後見人が孤立しがちとなるケースも少なくない。そのため、受任調整会議やチーム会議がないまま申立をした事案については、後見人選任後にチーム会議をしませんか？と持ち掛けている。
- 人口 230 万人に 1 カ所の中核機関だと、地域の相談支援機関との物理的・心理的距離が開いている。日自でも市内に4か所の拠点がある。中核機関も、できれば、サテライト的に複数あると良い。今後法制化するにあたっては、中核機関に求められる役割とその地域の人口規模にあった拠点数で検討してほしい。

＜協議会＞

- 協議会は年に 1 回（必要に応じて 2 回）。親会に対して中核機関から部会設置の提案を行い、協議会の一部の委員や外部の委員に加わってもらい、具体的なテーマに基づいた検討をしている。今まで、候補者調整や身寄りのない人の支援について検討してきた。部会は年に5～6回開いている。

＜身寄りのない人の支援を行う事業＞

- 市が行う事業（社協に委託）は、預貯金が 1000 万円以下、市民税非課税世帯という要件を設け、死後事務だけを行う事業（入院・入所時の支援は行わない）。自筆証書遺言を書いてもらうもの。令和 4 年 10 月から実施し、10 数件の契約となっている。
- 社協が独自で行う事業は、所得制限なし、入院・入所時の支援も死後の事務の支援も行うもの。遺言作成は専門職にお願いしてもらっている。令和3年2月から実施し、170 件弱の契約数となっている。将来的な事務量のシミュレーションをしたところ、10 年後に毎月 10 人くらいが亡くなるのではないか？となり、職員体制2．5人では難しいとなったので、新規受付をストップした。今後、社協として支えなければならない対象はどこなのか（市の事業の預貯金 1000 万円以下が低所得となると、社協の受け止める範囲は非常に広い）、任意後見での支援も含めて、もう一度検討していく予定。
- 身元保証団体にお任せして、そのあとどうなったか分からないということがある。パッケージではなく、チーム支援が大切ではないか？また、遺贈先の問題もある。遺贈を受け入れる基金が必要だと思う。名古屋市とも基金をつくることについて検討したが、基金を誰が管理するのかという問題、委

員会をつくることの煩雑さがあり、見送ることとなった。

＜重層的支援体制整備事業と権利擁護＞

- 区社協ごとに包括的支援チームを設けて重層的支援を実施している。重層のアウトリーチ支援で関わっている事案に、中核機関も一緒に関わって、将来的に世帯をどう支援していこうか考える事案がある。同じ社協なので、連携もスムーズで支援会議では個人情報が共有できるため、ありがたい。
- 重層のセーフティネットと、法人後見団体に求められる成年後見人としてのセーフティネットの違いについて、行政の理解が十分に得られないことがあり、成年後見人の役割を含めて啓発しなければならないと感じている。

＜地域包括支援センターとの連携＞

- 包括の連絡会に出席している。年に 1 回は対面で中核機関の業務や支援事例の紹介をしている。権利擁護の相談対応が弱い包括支援センターのバックアップのために、年度途中で成年後見制度や中核機関について説明をすることがある。
- ケアマネジャーから成年後見制度の利用について相談があった場合には、権利擁護相談、ケアマネ支援として包括支援センターも巻き込み、入ってもらうようにしている。

＜権利擁護支援における行政の役割・機能のあり方＞

- 虐待については、虐待相談センターが、社協にあること、区役所中心に対応していく仕組みが出来上がってきていることもあり、中核機関に「成年後見」を切り口にした虐待対応アドバイスを求める相談は入ってこない。
- セルフネグレクトになると、虐待防止法に入っていないこともあり、市の対応が違っている。そのためスーパーマン的な後見人を期待された相談が中核機関にも入ってくる。高齢部門は見守り支援員の配置があるが、障害部門にはないため、弁護士、社会福祉士のアドバイザーに法的問題と心情面の両方を含めたアドバイスをもらうことがある。専門職も入った上で「見守り」と決められると、チームがバラバラにならずに見守りを続けることができる。
- 社会福祉士は、チームの中にもいるが、チームとも中核機関とも別の立場の社会福祉士が入って、課題解決だけをみずに本人中心で「意思決定支援」「権利擁護」の観点でアドバイスをしてもらえるのは、とてもありがたい。

＜都道府県の役割＞

- 都道府県は、権利擁護支援や成年後見について、市町村に対して「こう進めていこう」と。方針を示してほしい。小さな規模の市町村の職員には、成年後見制度の体制整備をどうしていくかを考える余裕がないところもある。

- 成年後見制度だけでなく虐待対応やセルフネグレクト対応、意思決定支援の困難事例についての相談ができる機関が都道府県にあれば、名古屋市でも助言を受けたいケースがあると思う。また、アドバイザーが来て会議で助言する方式だと、どうしても重篤になってからの相談となる。日常的に相談に応じてくれる機関があると良い。
- 経験豊かな市町村が、初めて対応している市町村へアドバイスを行う場合もある。都道府県には、そのような機会を提供する役割もあるのではないか？

＜中核機関の法制化・民法改正＞

- 中核機関が、成年後見制度の終了について意見を求められるとすれば、今の体制では難しい。人口規模に応じた拠点の数と職員体制が必要だと思う。
- 民法改正の際には、虐待防止法に、セルフネグレクトも入れてほしいと思う。

＜日常生活自立支援事業＞

- 日常生活自立支援事業が死後事務、身寄り問題をセットでみていくという話になると、予算が増えることは大前提だとして、予算が増えたとしても専門員、支援員を確保できるかという問題がある。現在でも待機期間の退縮が求められており、入院・入所時に支援を終了している。そのため、日自で最期まで、ということが考えにくい部分がある。
- 成年後見制度が終了し、日自がその後も受けていくということになると、状態が不安定な障害や疾患で手数が多くかかる方まで十分にカバーできるかというと、難しい。

2. 中核機関概要

- 平成 22 年 10 月より成年後見センターを受託、令和 2 年 7 月より中核機関として受託を継続。
- 職員体制：所長（日常生活自立支援事業兼務）1 名、副所長（専従）1 名、主事５名、専門職員２名。
- 高齢福祉または障害福祉に 3 年以上従事した経験を有する職員を半数以上配置。
- 9 名中社会福祉士は 7 名（欠員 1 名）。

3. 協議会概要

- 平成 22 年 11 月に権利擁護支援協議会を設置。
- 令和 2 年度に部会（候補者調整）、令和 3～4 年度に部会（身元保証問題）を設置。

都道府県①　社会福祉法人　静岡県社会福祉協議会

主な聴き取り内容

＜県内の法人後見・市民後見＞

- 法人後見については、一か所以外は、県内の市町社協に法人後見の体制整備がされている。これは、県が福祉人材確保基金を使って市町の市民後見人養成を継続的に支援してきたことが大きく関係している。
- このほかに一般社団法人による法人後見や、富士市で社会福祉法人が3か所、浜松で社会福祉法人が一か所、NPO法人が1か所、法人後見に取り組んでいる。それ以外に、県内で法人後見を実施している団体は把握していない（数が少ないと感じている）。
- 市民後見人養成はブロックを作って広域で市町が行っている。県は、直接研修を実施する等の養成はしていないが、県が市町に補助金を出すことによって、間接的に市民後見人の養成をしている。県には市町への補助金は3年間で終了というルールがあるが、複数の市町がブロックで市民後見人を養成しているため、実施市町の拡大などがあった場合や実施方法の見直しがあった場合は、3年間の終了をリセットして継続する、という仕組みで支援している。
- 市民後見人養成研修に申し込んでくる人の中には、後見人業務に向かない人がいる場合もある。地元が養成していく中で、本当に後見人として、個人を支援する業務ができるのか見極めていく必要があると考えている。
- 首長申立については、毎年研修を実施しテキストを作って引き継ぎ書代わりにしてもらっているので、しっかりなされるようになってきた。

＜県内の中核機関の整備状況＞

- 県内すべての市町で中核機関整備済。
- 県からの委託により、ブロックごとの利用促進協議会を実施し、その年ごとにテーマを決めて協議している。小さく生んで大きく育てるという点の、小さく生んだままのところをどうしていくかが課題となっている。
- 中核機関整備について運営アドバイザーの派遣をしてきたが、今はマスの支援というよりも個別事案をどう支援してくのか、を支えていく段階に移っているという感じがしている。

＜中核機関の機能と担い手不足＞

- 専門職の担い手不足が県内は深刻化してきている。弁護士、司法書士で受任してくれる人が減ってきている。『利用促進どころじゃない』という話も出てきている。特に、1件だけ受任しているという専門職にどう受任件数を増やしてもらうか、がポイントだと感じているが、ケース検討・チーム形成がしっかりなされないと、後見人にとって業務負担が大きい。専門職丸投げになるような受任調整にならないようにしないといけないと考えている。

- 例えば、中核機関の機能が不十分で、首長申立を実施しても候補者を記載せず家裁一任とし、本人の情報もあまり記載されていない、選任後も本人や親族への対応を後見人に丸投げ、というような場合、引き受けた後見人の業務負担はかぎりなく大きい。このような事案を経験してしまうと、それ以降その専門職は受任しなくなってしまう。
- このような形だけの「小さいまま」の中核機関を大きくしていくことが課題であると感じている。委託の中に受任調整が含まれていない地域もあり、なぜできないのかを把握していきたいと感じている。
- 首長申立や医療保護入院の首長同意など、「緊急で行う行政権限の行使」のその後の調整を行政がやらない場合、困るのは後見人や医療機関、ケアマネジャーといった地域の人々ではないか。そのような課題が同じ地域で連動して生じているかどうかも把握していきたいと考えている。
- 二期計画の段階に入り、申立が増えてきて、担い手が不足している。受任調整で安心して受けられるという体制を作っていかないと、専門職の担い手不足が顕著になっている。

＜権利擁護支援モデル事業＞

- 特に社会福祉法人を対象として意識した、法人後見の担い手育成を実施した。今年度からは、法人後見実施のための研修も実施しているが、成果が出るのは時間がかかる。
- 社会福祉法人の法人後見は、人材不足が課題。本業の人材確保ができていない状態。
- 検討を始めてから報酬がもらえるまで期間の財政援助が必要。県社協の独自予算で、社会福祉事業振興のための助成金の中に、法人後見立ち上げ支援事業を入れている。
- 社会福祉法人の現場サイドが法人後見を行いたいと思っても、理事会・評議委員会にかけると、OK が出ない場合がある。財政面で赤字にならないか、実務的なところの支援、また不祥事が起きたらどうしよう、トラブルに巻き込まれるのではないかといった「リスク」を過大に想定してしまう傾向がある。理事会、評議員会で出されるような質問への想定問答集等を作成し、全国レベルで共有してもらえると、法人後見に取り組みたいと思っている社会福祉法人の現場への支援になると思う。すでに取り組んでいる社会福祉法人の理事の回答もあると良い。
- 法人後見養成研修では、取り組むことのメリットも伝えてもらった。社会福祉法人の職員のスキルアップになるほか、相談援助職に就きたいが介護職をしている、という職員の離職、流出を防ぐことができる面もあった

＜都道府県・都道府県社協の役割＞

- アンケート調査を実施し、県内の状況把握をするのは役割。この際、アンケート項目を工夫することによって市町行政や市町社協が、その地域で不足していることに気づける仕掛けを行うということもあると思う。
- また、結果を公表することで、他の地域の手法や体制をまねて実施することができるようになる。このような仕掛け、仕組みを作っていくのは小規模自治体単独では難しいので、県段階の役割だと考えている。
- 中核機関の機能、体制整備の中身、行政へのアンケートも一覧にして協議会等で伝えている。

＜ブロック協議会＞

- 家裁の支部、出張所単位で県内を 5 ブロックに分け、ブロックごとに圏域内の全市町・市町社協が出てくる協議会。社協と市町行政はセットでの参加となっている。ブロックの分け方は、市民後見人養成のブロックとは異なる（市民後見養成のブロックはもっと狭い）。
- 5ブロックごとに話し合っていることは異なっており、そのブロックに特化した課題を主に共有している。
- 共通しているのは担い手がいない、ということ。社協の法人後見は後見全体の12パーセントを占めており（国では8パーセント）、横ばい状態。社協の体制として限界まで受けている状態だと思う。
- 法人後見に期待される部分は、頻回に要求や連絡があるなど個人受任では受けにくいケースだと思う。専門職団体を2周ぐらいして候補者を探したが見つからないという事案を社協の法人後見が受けて実情がある。。
- 複数選任（専門職と市民後見、市民後見と市民後見）によって受任件数を伸ばせるのではないかと考えている。このことによって、個人で受任するまでの自信がない、という市民後見人養成研修修了者も受任が可能となる。複数で協力してやれば安心感も高い。お互いで教えあってもらうということもできる。
- 市民後見については、社協が監督人になるというモデルを静岡家裁が示してきたので、市民後見人の受任実績を踏まえて、新たなパターンとして複数選任をしていけば、のびしろは結構あると思う。

＜家裁との連携＞

- 支部・出張所の書記官の異動により、今までの（市民後見や法人後見、中核機関等についての連携イメージの）蓄積がゼロになってしまうことがある。人数が少ないから、一度に異動するとデメリットが大きい。
- 裁判所書記官の業務のなかで後見係というのは様々な関係者との連携が必要となる特殊な部署になると思われる。後見係の勤務経験者が増えていくことで社協や行政と文化の違いが薄らいでくるのではないか。
- 書記官の中での意思統一を、家裁本庁のほうでやってほしいと要望しているが、家裁も広範な業務テーマを扱っているため支部・出張所まで行き渡らせるのはなかなか難しい。
- 中核機関の位置づけが法律に書かれていない、ということも大きいかと思う。

＜専門職団体＞

- 都道府県段階で専門職後見人の受任拡充の取組を行うことは難しい。国全体でどうしていくのか、提言が必要ではないか。

＜民法改正と日常生活自立支援事業について＞

- 日自事業は制度発足後ほとんど見直しがされていないといっていい状況。地域包括支援センターと基幹相談支援センターが創設され、福祉サービス利用援助事業という位置づけに無理があると

思う。現状の運用と事業の位置づけがあっていない。

- 日自を見直すのであれば、市町村の関与が重要になると思うが小規模自治体では対応しきれない部分もあると思う。生活困窮者自立支援事業みたいに、福祉事務所設置自治体単位の実施などの方法もあるのではないか。
- 身寄り問題を日自でという話も出ているが、任意後見がどういう見直しされるのか？利用しやすい任意後見にしていく必要があるのではないか。
- 日自から成年後見制度への移行が利用促進の初期では強調されていた。「終わりのある後見」となると成年後見制度から日自への移行となるのか。現状の体制での利用者数の頭打ち状態を見ても実施体制の根本的な見直しがなされなければ、権利擁護支援に混乱が生じるのではないか。
- 日自で死後の事務という案も出ているが、士業がいなければとても手間も時間がかかる。士業の協力を得るためには、事業費の見直しをしなくちゃいけなくなる。その点はどうするのか。
- 静岡県内では、kaeru 株式会社と契約しているところが13市町社協になった。これにより、業務効率化はできそうな気がする。
- 県社協として、業務システムを市町社協に提供している支援員さんが記録を入力できる仕組みを作ったが、業務効率化だけでなく、支援員さんが過去の記録を見返せるという質的向上になった。

＜中核機関の法制化と都道府県の役割＞

- 中核機関が個人情報をどのように共有するか、中核機関の法制化と同時に個人情報の取り扱いのガイドラインが出ると良いと思う。
- 静岡県の場合予算は、3年間で見直しという縛りを受ける。静岡県は、県内のすべての市町に中核機関が整備されたので、目的を達成したと予算の削減が考えられる。都道府県の役割も、法律に義務的に書かれていると財政協議がやりやすい。県社協の行っている成年後見利用促進関係の業務はほぼ委託費で動いているので、県の役割も法制化してほしい。

都道府県② 京都府

主な聴き取り内容

＜市町村への支援＞

- 京都府内には、市町村が26ある。京都市、宇治市以外はすべて人口 10 万人以下。
- 26市町村のうち、17自治体で中核機関を整備済。令和 6 年度中にもう一つ整備予定の自治体がある。広域整備という方法もあれば、市町村単独で直営あるいは委託で中核機関を整備するという方法もある、と情報提供してきたが、府内の市町村は、広域整備を選択した自治体はなく、すべて単独整備という結果となった。
- 国の第一期基本計画が始まった平成 29 年度より、京都府、京都府社協、京都家裁の三者で月に1度、市町村への支援について情報共有の会議を行ってきた。
- また、平成 30 年度からは毎年、この三者で市町村にヒアリングを実施。ヒアリングでは、市町村の課長、担当者等に出てもらい、市町村の課題把握に努めてきた。
- 権利擁護支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、地域連携ネットワークが実質的に動いていくこと、市町村が必要な力をつけていくことが重要と考えている。そのため、ヒアリングではニーズ調査をしっかりとやるように提案し、同時に行政計画にどう位置付けていくのかも意識して、すでに京都府内での実施している市町村の情報提供をするようにしている。
- 市町村で中核機関の運営委員会を開催する際には、オブザーバーとして、京都府や京都府社協、京都家裁が会議に参加し助言をしており、それ以外でも、中核機関整備・運営についての市町村内部の勉強会や、運用・取組についての協議等、定期的に情報共有を行っている。また、中核機関を設置している市町村会議も実施しており、他の市町村の取組共有をしている。
- 京都府下6圏域のうち、4圏域で市町村が主体の、担当者会議を実施している。必要に応じて、市町村社協や府社協、家裁、専門職団体にも入ってもらっている。会議では、府も参加をし、市町村ヒアリングで把握した課題解決ができるよう、情報提供を行っている。
- 残りの2圏域でも市町村担当者会議の開催を予定しているが、市町村の都合もあり、具体的な定例化まで至っていないが今後開催予定。専門職の人数が多い地域においては、現時点では、申立をしても受けてくれる人がいるため、必要性に迫られていないという言い方をされることがある。
- 専門職団体は、三士会の取りまとめ役の弁護士と、密に情報共有をしており、中核機関整備に向けて動いていない市町村の状況を共有したり、準備会からアドバイザーとして入ってもらったりして、協働してきた。三士会では「三者パッケージ」という形で、オンラインで市町村の相談を受けるという仕組みを、独自の取組としてやっている。市町村支援の担当として、どの地域を誰が担当するのか、各団体ごとに役割分担をしていると聞いている。

＜都道府県の役割＞

- 府の役割は、市町村の抱えている課題を把握すること、市町村からの具体的な相談を受けること、

その上で他の自治体でどのように取り組んでいるのか、市町村同士において情報共有をし合えるような場を提供することにあるのではないかと考えている。

- 専門職団体に対しても、地域の活動状況を毎年調査し、どの地域でどのくらいの専門職が活動しているのかを把握するように取り組みをしている。

＜権利擁護支援モデル事業　法人後見＞

- 令和 6 年度、京都府は、人口規模の小さい町村と連携して府社協が法人後見を実施するという権利擁護支援モデル事業（国のモデル事業）の取組を実施（既に令和 5 年度に府社協が独自事業で議論し準備を進めてきたものを発展させたもの）。
- 具体的な取組としては、10 月に 1 件受任し、別の町で 2 件目が申立を予定（令和 7 年2月には審判おりた）。他にもやりたいと言っている町村があるので、3 件目も模索をしている。
- 府社協による町村社協支援というところに主眼をおいて、取組みを始めた。すべての市町村社協と協働するのではなく、あくまでも人口規模の小さい町村を優先して取り組むこととしている。市においては、要望があれば間接的支援を行うこととされている。なお、府としては、取組を行う町村においては、密に社協と連携を図るよう助言をしている。
- 今後は、社会福祉法人にも視野を広げて、取組みを強化できないか、模索・検討している。
- 府社協による法人後見の実施にあたっては、家裁からの懸念事項を、京都府が府社協の取組が促進されるように府が家庭裁判所と適宜情報共有をしながら府社協の取組を支援した。
- 京都府社協が法人後見の養成研修を実施。市町村社協だけでなく、知的障害者の入所施設をやっている社会福祉法人も受講している。今後、法人後見の体制をしっかりと作った上で、市民後見人養成と研修修了者が活躍できる場づくりを行う予定である。

＜法人後見と都道府県の役割＞

- 府内で活動している法人後見実施団体すべては把握できていないが、府社協が日常生活自立支援事業に関する「権利擁護関係機関連絡会議」を実施しており、その場を府の協議会と位置づけるとともに、その場に府内の（市町村社協以外の）法人後見実施団体にも参加してもらい、その場で京都府の担い手育成方針を報告し意見交換をしている。
- 過去には、法人後見について、京都府に苦情が入ったことがあり、市町村や家裁にも、府より情報提供を実施した。本事案では、京都府から市町村に助言をし、最終的に市町村が虐待であると判断し、家裁にも市町村が虐待と判断したという事実を府より伝えた。結果、当該団体が受任していたすべての事案を他の専門職等にふることになった。
- 悪質な法人後見への苦情が出てきた時に、虐待という視点で市町村に助言をする役割や、家裁と市町村をつなぐ役割が、都道府県に求められている。

＜重層的支援体制と権利擁護＞

- 京都府では、利用促進施策を担当しているのは障害者支援課、重層的支援体制整備を担当しているのは地域福祉推進課である。4 年ほど前から両課が連携を図り、市町村会議にも双方一緒に

入って、重層と中核機関整備を一体的に取り組むことを提案してきた。また、認知症施策においても、ばらばらな取組みにならないように高齢者支援課とも連携している。京都府として「こうすればできるよ」ということを示せるように努力している。

＜中核機関の法制化＞

- 中核機関が法的に位置付けられることによって、家裁との情報共有を進めやすくなり、より高い質の連携がとれるようになると思う。一方、既に設置をしている市町村では、質の低下等に繋がらないよう、法定化させるまでに市町村のニーズに沿い設置するよう市町村には求めている。
- 民法改正の意義、市町村に求められる体制について、町村部が学ぶ機会が必要であると思っており、家裁や府社協とも共通認識を形成していきたいと考えている。

＜今後の権利擁護支援の担い手＞

- 日常生活自立支援事業については、専門員や生活支援員がなかなか充足できないという課題があり、待機者が出ている地域もある。府の財政状況も厳しい。
- 日常生活自立支援事業だけで、民法改正後の権利擁護の担い手を充足できるとは考えづらいため、こちらからも市町村に呼び掛け、権利擁護の担い手育成を進めている。今、3つの市町が、国庫補助も活用し、一般住民向けに権利擁護に関わる講座を開催し、福祉に関係してきていない住民も受講してくれている。このような形で権利擁護に関する住民の理解を深め、今後は応用編を行うことで法人後見支援員や市民後見人養成につなげたい。また、講座の受講者を支える仕組みを同時に作っていき、これらの仕組みを他の市町村にも情報提供していきたいと考えている。

＜法制化に当たって＞

- 都道府県が取り組むモデル事業は、令和 7 年度よりメニューから外れると聞いている。法制化していくにあたっては、国として予算も含めてきっちりと確保していただきたい。それがなければ安定的に継続・発展させることはできない。

＜専門職団体の関与＞

- 関西圏域では府県で集まって担当者で意見交換を実施したり、圏域内市町村の意見交換会をオンラインで実施している。
- 中には、専門職団体から、中核機関整備についてハードルが高くなるような助言を受けている地域もあると聞いている。そのあたりについて、専門職団体の配慮もあると、担当者としてありがたいのではないか。また、都道府県の取組について、専門家の立場から前向きな助言等がいただければありがたい。

都道府県③　社会福祉法人　香川県社会福祉協議会

1. 主な聴き取り内容

＜県内の中核機関の整備状況＞

- 県・県社協が、市町・市町社協が専門職へ相談できる地域担当制の仕組みを、中核機関の整備前に準備してきたため、専門職の協力が得られやすい環境にあった。虐待対応専門職チームは動いているが、現時点では、地域担当制と虐待対応専門職チームの関係を整理すべきという話にはなっていない。
- 中核機関の在り方は、17市町それぞれ。市民後見人の養成も、県全体でやるところもあれば、市町でやるところもある。人材育成は、もっと広域で進められないかと話している。
- 市町の中核機関としての機能を充実させていくことが課題。特に権利擁護支援チームへの支援の部分では、後見人選任後の相談、苦情が浮かび上がってきていない。後見人選任後の相談を把握できたら、地域担当制の仕組みの利用ということになる場合もあると思う。この場合、地元の福祉につなげていくためのアドバイスも求められることになると思うので、地域包括支援センターや社協に務めている地元の社会福祉士の役割も大きいと思う。
- 専門職団体に入ってきた相談を、行政や中核機関と連携して対応することも重要だと考えている。家庭裁判所からは中核機関へ、後見人等への苦情は入ってきていない。

＜県の協議会＞

- もともと県社協が事務局をやっている「かがわ後見ネットワーク」の運営協議会（年4回）のうち、1回を県が主催し、県の協議会を実施している。「かがわ後見ネットワーク」は、平成 19 度当時に県が行っていた市民後見人養成研修の修了者が活躍の場がないことが課題となり、県が設置したワーキンググループでの検討を経て、社協が事務局となってスタートしているため、県の理解や協力も得やすいと考えている。
- 協議会だと大きすぎて個別のテーマについて話を深められないため、ワーキングチームを作って進めている。広域の市民後見活動や日自の返還先のない通帳をどうするかというワーキングを作って、動き始めている。
- 県が、県社協に委託されて実施している研修を（可能な限り）全部出席して聞いてくれているため、市町や市町社協、県社協が負担に感じていることを県が直接聞いてくれており、県としてできることがあるかを把握してくれている。
- 県と県社協だけでなく、専門職にも参画してもらっていることで、異動があっても継続性を担保できている。

＜地域連携ネットワーク＞

- 市町にも専門職が参画してもらえる仕組みがあれば、職員の異動により動きが遅滞しても、専門職側から以前どうだったかを伝えることができ、結果として機能が失われない、そういう形を作ることが大切だと思う。
- 県内のどこに住んでいても、必要な人に必要なことが届くようにすることを行政として考えていくことが役割でしょう、そのように取組むことできないのであれば、専門職団体として後見人等を受任することは難しい、と専門職としての立場から発言していただけるので、市町がそれによって対応を検討いただけることもあった。市町に直営包括が多数あり、社協に法人後見があるので、専門職の発言を受け止める土壌があるというのも大きいと考えられる。

＜権利擁護支援の担い手について＞

- 市民後見人が市町を超えた圏域で活躍できるための支援体制を作っていきたいと考えている。
- 日常生活自立支援事業の充実だけではなく、見守り、入退院時の支援、死後の事務のサービスを提供する社協が出てきている。中核機関の整備がきっかけとなり、身寄りのない方の支援に関するガイドラインを作成した町もある。
- 県全体で、住民一人ひとりが「自分のことは自分で決める」という意識を持てるような取組ができないか、考えている。市町社協等の職員がすべてを行うのではなく、元気な間は他の人を助けて、支援が必要になったら他の人に助けてもらうという互助の仕組みを作れないか、専門職にも協力してもらいながら、死後の事務等をやっていきたい。
- 特に、島しょ部は後見となると社協が法人後見が受けざるを得ないこともある。しかし、受任数を伸ばし続けていくことには厳しい状況もある。後見でない、互助的な仕組みのところを充実させていきたいと思っている。
- すべての市町社協で法人後見が広がったのは、県内で一番規模の小さい自治体である直島町社協で法人後見を一番最初に始めたことが大きい。当時の日常生活自立支援事業の基幹的社協とリーガルサポートの司法書士が、町社協の法人後見の後押しをしてくれた。近くの市町社協が法人後見をやりだすと、お互いに聞きあって取組みが広がっていく。県社協の研修は、そういうことも意識して企画している。

＜民法改正の方向性について＞

- 成年後見制度が終わる制度になることを考えた際に、終わったあとを支援する受け皿をどう作るか、受け止める力が整っていないと、終結は難しいと考えている。社協だけではなく市町行政も含めて議論していくことになると思う。
- 単独で取組むのではなく、複数市町で圏域を設定して核になるようなところを作れた方がいいと思う。今後、このような複数市町が核を作って検討するという方法で法的課題が生じるか生じないか、検討してほしい。
- 成年後見制度が終結するようになると、研修が必要。特に地域包括支援センターや計画相談、相

談支援事業所といった地域の福祉関係者を対象とした研修が大切だと思う。

- また、逆本人情報シートのようなものだけでなく、（後見的な受け皿がどこにあるかなどを記した）地域の社会資源マップも必要となるのではないか。
- 後見的な社会資源がその地域にないために終結ができない、という地域の課題を市町議会、県協議会で共有できる仕組みも求められると思う。終結に必要な受け皿がないという課題が協議会にあがってくるためには、家庭裁判所からも情報を出してもらう必要がある。このような仕組みを整えないと、後見的な社会資源がないために、成年後見制度を終結できないという課題にふたをされてしまう。終われない地域に、質の悪い後見人が集まらないためにも、どこか一カ所だけが考える話ではないということだと考えている。

2. 中核機関概要

- 中核機関は全市町で設置済み。
- 成年後見についての相談窓口としての機能はある程度浸透し、成年後見制度の活用や受任候補者についての協議を行うことは多くなっている。
- その一方で、成年後見制度につながった後のチーム支援の機能は十分に発揮できていない。
- また、協議会は開催しているが、地域課題を解決するための場として十分に機能しているとは言えない状況もある。

3. 協議会概要

- 権利擁護支援に関わる様々な機関・団体と連携を図り、香川県における権利擁護を推進することを目的に「かがわ後見ネットワーク」を平成23年4月から活動開始。
  構成団体：香川県弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会、リーガルサポートかがわ、
  香川県社会福祉士会、市町社協、県社協（事務局）
  ※香川県、家庭裁判所はオブザーバーとして参加
- 運営に関しては、3か月に1回程度開催する運営協議会において検討している。
- 専門職団体の協力のもと、専門職による無料相談（平成23年度～）、研修会等への講師派遣（平成24年度～）、地域担当制（平成24年度～）に取組んでいる。
- 現在は、上記以外に、中核機関連絡会議や研修（市町長申立てに関すること、意思決定支援に関すること）や市民後見人養成研修（基礎部分）を実施している。

都道府県④　宮崎県

1. 主な聴き取り内容

＜権利擁護支援における都道府県の役割＞

- 権利擁護支援について、成年後見制度だけで権利擁護は完結しないため、高齢福祉部門、障がい部門、地域福祉部門と連携する必要がある。高齢部門が成年後見利用促進を担当しており、関連する課（障がい福祉課や福祉保健課（日常生活自立支援事業所管））も協議会に参加し連携を図っている。
- 係長１人、担当者レベルが1人で成年後見制度利用促進施策を担当。他業務も兼務しており、業務の4割くらいが利用促進施策の業務となっている。
  市町村の課題として中核機関の機能を十分に実施できていないことがあげられる。特に、人材不足や業務兼務等の状況から、市町村で権利擁護支援チーム形成支援などの機能を実施するのは難しい。この点については、広域的な支援だけでなく、地域の実状に合わせ、個別の対応が必要と感じている。県、県社協で訪問や協議などフォローしながら、一緒に対策を検討したいと考えている。県は、市町村ごとに制度をどの程度利用しているのか等、状況を把握する必要がある。

＜権利擁護支援モデル事業＞

- 市町村社会福祉協議会、社会福祉法人に法人後見に関する研修会の案内やヒアリングなどを実施し、法人後見への参画を呼びかけた。
- 受任実績のある社会福祉法人の課題は、市町村や市町村社協と地域連携が取れていないこと。連携が取れないことで、支援がスムーズに進まず、社会福祉法人に負荷がかかるなどの問題が懸念される。
- 連携が取れないまま、社会福祉法人に後見業務が集中してしまうと、予算や人員の問題で、運営が難しくなっていくことが考えられる。
- 県で、社会福祉法人と市民後見人養成研修修了者とのマッチングは実施していない。
- 専門職もいない、法人後見もない担い手不足の地域については、今後も社会福祉法人の法人後見への参画を呼びかけていく予定。

＜担い手不足について＞

- 協議会では、権利擁護の担い手としてだけでなく、そもそも専門職自体が不足していることが、話題となった。
- 協議会に参加している専門職団体は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士協会。法人後見を開始した専門職団体では、会員に他業務がありながら、後見業務を行うことが厳しく受任に至っておらず、法人内に、後見業務の体制を整えることが課題である。

＜民法改正を踏まえた中核機関の役割＞

- 法整備によって、中核機関の整備が推進すると良いと思う。
- 能力が回復しなくても、後見制度の必要性がなくなれば、成年後見制度を終わらせることができるようにするという点については、現時点でも市町村に他の福祉分野のすべての業務が下りてきていて、余裕がない状態。地域に戻した後の支援が不十分にならないように対策が必要と感じる。
- 会議体、協議体を都道府県が用意して、そこに町村が事例をもっていって、アドバイザーにアドバイスをもらい、家裁に返信をするという仕組みは、制度の中でそのような方策（※）がでてくるのであれば、県として可能。
- 法的に整理され、財源が整っていて、都道府県・市町村・中核機関等の役割が明確に示されると取組やすい。

※　小規模な町村について圏域を設定し、受任調整や後見人選任後の困難事案等について、アドバイザーから助言を受ける検討の場を、都道府県として設けることを指している。
成年後見制度が終了できる制度へと法改正された場合には、成年後見制度終了についての意見も、この圏域ごとの検討の場で助言を受けて家裁に返答するというイメージである。

2. 中核機関概要

- 中核機関は全26市町村で整備済み。うち 13 市町が単独で整備。広域で中核機関を設置している地域が3つあり、それぞれ近隣の 3 市町、4 市町、6 市町で構成されている。
- 中核機関の課題は、相談窓口等は実施しているが、チーム支援の部分はなかなか実施できていないこと。全ての機能を備えている中核機関もあれば、不十分な地域もあり、地域格差がある。
- 広域かつ委託で実施している中核機関は支援機能も十分に備わっているが、市町村単独で実施しているところは人材不足や予算の面で、なかなか相談以外の積極的な支援活動ができていない。

3. 協議会概要

- 全 26 市町村の中核機関、市町村を対象に、市町村中核機関の支援の一環として「中核機関連携ネットワーク会議」を開催している。
- 県の協議会では、長寿介護課医療・介護連携推進室が開催する連絡会議等に福祉保健課、障がい福祉課等他の課も参加し、協議をしているほか、随時必要に応じて会議・協議等を行っている。

都道府県⑤ 東京都、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会（離島について）

主な聴き取り内容

＜都内の中核機関・島しょ部の状況＞

- 東京都内の区市町村数は62で、内地に53区市町村、島しょ部に9町村がある。内地の53区市町村全てで成年後見制度推進機関（東京都が、国の基本計画策定前から区市町村と協働で、区市町村社協に相談窓口等を設置）が設置済みとなっている。そのうち40区市町村で、推進機関が中核機関となっている（推進機関のおよそ6割程度）。
- 島しょ部9町村のうち、もっとも多いところで、人口7000人弱、少ないところだと156人となっている。人口は減少傾向にあり、法人後見実施団体はいずれも0である。
- 大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町には特別養護老人ホームがある。小笠原村にも特別養護老人ホームではないが、村営の有料老人ホームがある。ただ、八丈町は 2 カ所あった老人ホームが人手不足で 1 カ所になり、新島村は老人ホームに併設しているデイサービスが人手不足で 8 年休止状態となっている。
- 障害者支援施設について、大島町に入所施設が2つある。また、三宅村、大島町に社協が運営している作業所があり、神津島村、八丈町に民間の作業所がある。
- 島の日常生活自立支援事業（東京都では地域福祉権利擁護事業という名称であるが、本ヒアリング概要では日自と記載）で在宅生活をギリギリまで続けてきた方が重度化したり島内では対応が難しい医療が必要となり、内地の施設に入所することで島を離れるケースがある。

＜島しょ部に対しての支援＞

- 都、都社協といくつかの区市町村を集めて、中核機関や地域連携ネットワークの体制整備についてヒアリングをするということを実施してきた。令和5年度までは、内地でまだ推進機関になっていなかった奥多摩町に推進機関を作ってもらうことを目標にしてきた。西多摩圏域には施設が多く、島しょ部とは、抱えている課題が異なると感じている。
- 島しょ部に対しても、東京都として推進機関の設置を促してきたが、体制整備が厳しいという状況が続いてきた。ただ、推進機関未設置であっても、実質的に権利擁護に関する相談窓口を設置し対応をしている、という町村もある。
- 島しょ部は物理的に距離があり、マンパワーの不足が大きな課題となっているという特色がある。ニーズの掘り起こしや、必要な情報の共有は都の役割であると認識している。基本的な知識を共有して、町村と一緒に進めていきたいと考えている。また、都内全域でやっている財政的支援や、意見交換、情報共有の場の提供等により、体制整備を支援したいと考えている。
- 島しょ部特有の課題として、病院入院のために内地に運ばれた後に、定員も限られる島しょ部の老

人ホームに入ることができず、内地の老人ホームに入ってしまうことが多い。この場合、内地では専門職後見人から支援が受けられるため、島しょ部として後見ニーズに対して何をしなければならないのかが、見えにくくなるという特徴がある。

- 島しょ部でも、首長申立は必要に応じて実施しているので、権利擁護の対応は行っている状態である。受任調整は自治体によってばらつきが大きいが、候補者となる専門職を決めて首長申立をしているという意味では、受任調整も行っていると言える。広報、啓発、人材養成はまだ十分に取り組めていないと感じる。
- 日自について、三宅村では 11 件と多く実施しているが、関わっているケースを見ると、かなりギリギリの状態まで日自で支えているという現状がある。また利島村では、デイサービスに社協が力を入れていて、デイサービスを継続することで島しょ部で生活し続けることができるようにしている。
- 島の町村の中にはまだ日自の契約実績がないところもあるため、まずは日自の契約の実績をもってもらうところから始める形で進めている。
- 島しょ部の町村役場は、一人の職員が福祉関係のありとあらゆる分野の業務を担っていることが多く、成年後見に関する体制整備について考えるゆとりがない。
- 町村が今までのつながりから安易に相談しやすい専門職に相談してしまうのではなく、都社協のネットワークを利用して、アドバイザーがオンラインでチーム支援を行っていくべきと考えている。
- 法人後見のニーズは大島、三宅島に見られ始めている。親が亡くなった後、障害のある人に法人後見が必要かもしれないという話が出てきている。

＜2 月 28 日島しょ部の意見交換会を踏まえて＞

- 都より受託している事業の一環として、毎年、推進機関未整備の自治体を参加対象として、自治体、社協、専門職の意見交換会を実施し、基本的知識の研修を行っている。好事例を横展開していきたいと考えている。
- 社協だけが参加し、行政が出てきてくれなかったところもあった。町村と社協が同じ方向を向くためにどうしたらいいのか、悩みながら実施している。町村と町村社協の思いが一つになることが大切であると考えている。
- 支援困難事案の事例検討をしてほしいという声もある。外部の専門職等の視点も交え、支援困難事案をどこにつなぐか検討できるようにしていきたい。好事例を展開していきたいと考えている。
- 法人後見を、島しょ部の一機関がやるということでなく、内地の専門職もオンラインで加わって支える形を委員会で作って、その委員会に支援してもらうことはできないか、と考えている。困った時に委員会に相談できるようになると良い。
- 国は、島しょ部等での取り組みの好事例を共有してほしい。

＜民法改正・中核機関の法制化＞

- 中核機関が法制化される時には、国として財源を整えてほしい。個人情報が共有できるようになると、親族後見人への支援にも活用できるようになるのではないか。
- 地域の状況に応じて創意工夫ができる中核機関であるという流れが尊重されるとよい。
- 日自がどう影響を受けるかに関心がある。マンパワーに余裕がない中で、どのように対応していけばよいか懸念があり、協議体をもっと発展できないか、と考えている。また、市民後見人、生活支援員が学んだことを他の市民に伝えるような取り組みや、感じたことを話す場所の提供等、権利擁護に基づく地域づくりができるような中核機関が目指されるとありがたい。

第３章
アンケート調査の結果

第３章　アンケート調査の結果

1. アンケート調査の方法

(1)調査の目的

中核機関の役割・機能の実態把握、中核機関における行政と司法の連携と課題、中核機関に配置する人材と体制等を把握し、ソーシャルワーク専門職団体として、あるべき中核機関の役割とソーシャルワーク機能について整理を行うことを目的とした。

(2)調査の対象

調査対象	東京都、京都府、香川県の市区町村および東京都、香川県の市区町村社会福祉協議会
調査期間	2025 年 1 月 8 日(水)～2025 年 2 月 3 日(月)
回答数	＜東京都＞ 自治体　…　49/62(回収率 79.0%) 社会福祉協議会　…　29/62(回収率 46.8%) ＜京都府＞ 自治体　…　13/26(回収率 50.0%) ＜香川県＞ 自治体　…　13/17(回収率 76.5%) 社会福祉協議会　…　10/17(回収率 58.8%) 合計　…　114/184(回収率 62.0%)

(3)調査内容

(1)自治体・中核機関の基本情報 (2)中核機関の主な役割と支援機能、取組 (3)中核機関におけるチームへの支援 (4)地域連携ネットワークの在り方、既存のネットワークとの有機的連携 (5)重層的体制整備支援事業との連携 (6)既存の権利擁護相談窓口との連携 (7)権利擁護支援における市区町村の役割・機能のあり方 (8)権利擁護支援における都道府県の役割 (9)民法改正の議論をふまえた中核機関の役割

(4)調査の実施方法

それぞれの都府県および都府県社会福祉協議会に調査票をメールにて送付し、それぞれの市区町村および市区町村社会福祉協議会に対し調査票をメールで転送いただいた。

中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関するアンケート調査
集計結果

調 査 対 象：東京都、京都府、香川県の市区町村および東京都、香川県の市区町村社会福祉協議会
調 査 期 間：令和7(2025)年1月8日～令和7(2025)年2月3日
調 査 方 法：それぞれの都府県および都府県社会福祉協議会に調査票をメールにて送付し、それぞれの市区町村市区町村および市区町村社会福祉協議会に対し調査票をメールで転送いただいた。

回 収 状 況：

	東京都		京都府	香川県		合計
	自治体	社協	自治体	自治体	社協	
全体	62	62	26	17	17	184
回収数	49	29	13	13	10	114
回収率	79%	47%	50%	76%	59%	62%

(1) 自治体・中核機関の基本情報について(1自治体1回答として集計)

2. 人口規模

	回答数	回答率
1万人未満	10	14%
1～5万人未満	11	16%
5～10万人未満	16	23%
10～50万人未満	24	34%
50万人以上	9	13%
	70	100%

人口規模については、「10～50万人未満」が34%と最も多く、時点で「5～10万人未満」が23%を占めた。

3. 高齢化率

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
20%未満	1	10%	0	0%	1	6%	8	33%	0	0%
20～25%未満	1	10%	0	0%	2	13%	10	42%	8	89%
25～30%未満	1	10%	0	0%	6	38%	5	21%	1	11%
30～35%未満	0	0%	3	27%	5	31%	1	4%	0	0%
35～40%未満	2	20%	6	55%	2	13%	0	0%	0	0%
40%以上	5	50%	2	18%	0	0%	0	0%	0	0%

高齢化率については、人口規模が小さいほど高い傾向にあり、「1万人未満」「1～5万人未満」が35%以上あるのに対し、「5～10万人未満」では25～35%に合わせて7割近くの回答があり、10万人以上の人口規模では25%未満の自治体が多数を占めている。

4. 中核機関の形態

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
単独	2	20%	10	91%	12	75%	20	83%	9	100%
広域	0	0%	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%
未回答	8	80%	1	9%	3	19%	4	17%	0	0%

中核機関の形態として、人口規模を問わず単独と回答した自治体が多く見受けられた。

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
直営	2	20%	1	9%	3	19%	0	0%	0	0%
一部直営	0	0%	5	45%	2	13%	5	21%	3	33%
委託	0	0%	2	18%	8	50%	16	67%	5	56%
未設置	1	10%	0	0%	1	6%	2	8%	0	0%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	11%
未回答	7	70%	3	27%	2	13%	1	4%	0	0%

人口規模が大きくなるにつれ、委託している自治体が増える結果となり、人口規模5万人未満の自治体では「直営」「一部直営」の回答が多かったが、5万人以上の自治体からは「委託」の回答を多く得た。
また、委託先（一部含む）として、「社会福祉協議会」と回答した自治体が42自治体あり、一部委託および委託と回答した計46自治体のうち、約9割の自治体が社会福祉協議会に委託していることがわかった。

5. 直営・委託の役割分担の在り方（自由記述より抜粋してとりまとめ）

（1）委託の内容

①中核機関の業務のすべてまたは一部

中核機関としての業務をすべて（2件回答有）
広報・啓発業務、相談業務、利用促進業務、地域連携ネットワーク構築業務に分類し、全部委託
中核機関の機能を果たすための業務を遂行
行政が実施する首長申立や協議会以外は委託
中核機関の運営（2件回答有）
成年後見制度利用促進を図るための体制づくりを実施相談、広報、成年後見制度利用促進、後見人支援、それぞれの機能において一部委託
相談支援や普及啓発、検討支援会議の実施等
窓口での各種相談対応、ケース会議等への出席、広報、受任者調整、担い手育成、後見人支援等
実務支援、相談対応、広報等
相談受付、後見人支援
相談、成年後見等支援検討会議の開催、後見人等の支援、市民後見人の育成及び育成後の支援など

②事務局機能

権利擁護支援方針検討会議や成年後見等利用促進協議会の事務局
事業の大まかな方向性や予算についての協議と、各事業の詳細な運用についての企画・調整
協議会運営等実務
各種会議の開催

③市民後見人の養成・活用

市民後見人の養成は委託して行っている。（5件回答有）
専門機関とつながりを活かした市民後見人の養成など

④広報機能

専門機関とつながりを活かした広報

⑤その他

人材育成部分については、市社協に委託、専門職相談・派遣については県社協に委託している
広域のセンターでは主に市民後見人の養成や法人後見を担っている。社会福祉協議会は、主に当市の一般相談窓口や申し立て支援、後見人候補者調整等を担っている。
専門相談員の配置、困難事例におけるアウトリーチ、出前講座や講演会の開催の実践

（2）委託先の独自（自主）事業として実施

中核機関の機能のうち、広報機能、相談機能、後見人支援機能
成年後見に関する一部の事業は補助事業（行政区から社協への補助金により実施）

（3）委託することによる課題

社会福祉協議会に中核機関業務を委託しているが、社協で受任している法人後見業務の負担が年々増しており、法人後見に関する適切な人員配置や予算措置を講じないと、今後の中核機関業務の安定的な運営が難しくなってくる可能性がある。

（4）直営および行政が実施する事務の内容

①計画策定、進捗管理、自治体としての決定事項

中核機関全体の取り組みについての進捗管理
確実な業務遂行のための体制と環境を整備
要綱策定、委嘱等
計画策定、施策検討等
最終確認と最終決定
成年後見制度利用促進計画をはじめとする基本方針を策定
成年後見制度利用促進計画の改定・進捗状況管理
権利擁護の地域連携ネットワークの構築や市成年後見制度利用促進計画策定などの中核機関全体の取り組みについて、進捗管理を担っている。

②会議等の運営

協議会の運営
成年後見制度連携推進協議会の開催
地域体制整備（協議会の運営など）

③利用支援事業に関わる事業

首長申立事務（計画、予算、調整）　特に個人情報についての入手や管理
成年後見制度利用支援事業（報酬費用助成・申立費用助成）

④委託事業への支援

委託事業に可能な限り参加し助言等行っている。
月1回開催している支援検討会議の委員として行政の担当職員が参加している。
中核機関と月1回連絡会を開催し体制整備の検討を行ったり、催しの広報、市民後見人の登録手続き、協議会準備等を中核機関と協働で行っている。
広報機能については、行政の広報手段を用いて実施

⑤他機関連携等

家裁との連携は行政が担っている。
直営での設置ではあるが、社会福祉協議会と共同で取り組みを進めている。
二次相談窓口として専門相談の実施、広報、周知啓発のための講演会の開催、運営委員会の開催

6. 成年後見制度の利用者数

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
平均利用者数（人）	10	92	171	489	1192

成年後見制度の平均利用者数については、人口規模に比例して上記の表のとおり増加している。

7. 市町村申立数

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
平均申立数（件）	0.5	1.5	7.6	28	65.7

平均市町村申立数についても同様に、人口規模に比例して上記の表のとおり増加している。

8. 中核機関、推進機関等の職員体制

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
平均職員数（人）	2	3.5	7.5	6.7	9.8

中核機関の平均職員数について、一部例外はあるが、人口規模に比例して増加傾向にある。

責任者の資格	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	職能団体加入	回答数	職能団体加入	回答数	職能団体加入	回答数	職能団体加入	回答数	職能団体加入
社会福祉士	1	1	3	2	4	2	11	4	1	0
保健師	0	0	2	1	1	1	1	0	0	0
看護師	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
精神保健福祉士	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
社会福祉主事	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

責任者の資格としては、人口規模を問わず社会福祉士が多く、約5割が職能団体に加入している。

●社会福祉士の関わり

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
正規職員数（合計・人）	7	20	45	74	38
非正規職員数（合計・人）	0	1	8	20	20

社会福祉士の関わりとして、正規職員、非正規職員ともに、人口規模に比例して増加傾向にある。
ただし、人口規模が5万人を下回ると、非正規職員の数がほぼ0となっている。

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
協議体、委員会等の委員数（合計・人）	18	86	86	120	41
都道府県社会福祉士会からの派遣の有無（回答数）	1	11	8	12	6

協議体、委員会等の委員数について、人口規模に比例して増加しており、都道府県社会福祉士会からの派遣の有無について、「1～5万人未満」にあたる11自治体すべてが派遣有、5万人以上の自治体については、回答数の約5割の自治体が派遣有、と回答した。

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
アドバイザーの数（合計・人）	4	15	8	6	9
都道府県社会福祉士会からの派遣の有無（回答数）	2	5	3	2	2

アドバイザーの数については、「1～5万人未満」が最も多く、人口規模による有意差は見られなかった。

	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～50万人未満	50万人以上
研修講師数（合計・人）	1	14	15	49	27
都道府県社会福祉士会からの派遣の有無（回答数）	2	6	5	3	4

研修講師数については、「10～50万人未満」が最も多く、人口規模が大きいほど講師数も多くなることがわかった

●法律専門職等の関わり

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士	5	50%	11	100%	15	94%	17	71%	7	78%
司法書士	4	40%	11	100%	14	88%	16	67%	6	67%

それぞれ、「関わりがある」と回答した自治体数を掲載しており、
弁護士、司法書士ともに多くの自治体にて関わっていることがわかった。

（2） 中核機関の主な役割と支援機能、取組について

**貴自治体において、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関は、各場面ごとに、
どのような役割・ソーシャルワーク機能を担っているか、実施している項目に○をつけてください。
（該当するものを選択・複数選択可）**

①権利擁護支援の検討に関する場面 （成年後見制度の利用前）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.本人等からの相談対応と制度の説明	9	60%	14	78%	19	83%	38	90%	15	94%
b.権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ	5	33%	14	78%	18	78%	37	88%	15	94%
c.成年後見制度の必要性など権利擁護支援について理解の浸透（広報を含む）	4	27%	14	78%	18	78%	38	90%	15	94%
d.権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透	5	33%	14	78%	18	78%	35	83%	13	81%
e.地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化	4	27%	14	78%	14	61%	35	83%	15	94%
f.中核機関と各相談支援機関の連携強化	4	27%	13	72%	17	74%	33	79%	15	94%
g.各相談支援機関等の連携のしくみづくり	2	13%	9	50%	9	39%	25	60%	9	56%
h.成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり	1	7%	9	50%	10	43%	26	62%	9	56%
i.成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築	2	13%	6	33%	11	48%	29	69%	7	44%

「権利擁護支援の検討に関する場面」では、a～fの回答率が全体的に高く、極端に回答率の低い項目はなかった。
また、この設問に限らず、「人口規模1万人未満」の自治体については、中核機関未設置の自治体が含まれており、
全体的に回答率が低く出ている。

②成年後見制度の利用の開始までの場面（申立人の準備から後見人の選任まで）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.権利擁護支援の方針の検討	4	27%	14	78%	14	61%	34	81%	15	94%
b.適切な申立ての調整	4	27%	14	78%	17	74%	35	83%	15	94%
c.権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援（後見人等の参画を含む。）	1	7%	11	61%	17	74%	33	79%	13	81%
d.選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	2	13%	11	61%	15	65%	27	64%	14	88%
e.都道府県と市町村による地域の担い手の育成	1	7%	7	39%	12	52%	24	57%	15	94%
f.専門職団体による専門職後見人の育成	0	0%	0	0%	2	9%	7	17%	1	6%
g.後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり	0	0%	9	50%	16	70%	30	71%	14	88%
h.市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築	0	0%	8	44%	7	30%	22	52%	11	69%

「成年後見制度の利用の開始までの場面」については、f以外の項目について回答率が全体的に高く、
特に「人口規模50万人以上」の自治体になると回答率が極めて高い結果となった。
ただし、「f.専門職団体による専門職後見人の育成」については、人口規模によらず低い回答率となった。

③成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.権利擁護支援チーム開始の支援	2	13%	10	56%	12	52%	27	64%	14	88%
b.権利擁護支援チームの開始後、必要に応じて行う支援	2	13%	12	67%	14	61%	31	74%	15	94%
c.意思決定支援や後見人の役割についての理解の浸透	2	13%	11	61%	16	70%	28	67%	15	94%
d.地域の担い手の活躍支援	2	13%	8	44%	12	52%	30	71%	14	88%
e.制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	1	7%	12	67%	13	57%	31	74%	10	63%
f.後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築	1	7%	8	44%	5	22%	21	50%	8	50%
g.家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築	1	7%	10	56%	6	26%	13	31%	8	50%

「成年後見制度の利用開始後に関する場面」については、a～eの項目について回答率が比較的高く、人口規模に
比例して増加傾向にあった。しかし、「f.後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築」
「g.家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築」については、a～eに対し比較的回答率が低かった。

（3）中核機関におけるチームへの支援について

中核機関におけるチームへの支援について、相談の中で困難な事案がありますか。
また、中核機関ではどのような対応を行っていますか。　（自由記述）

首長申立て、申立て支援を行った事案は比較的に介入がしやすいが、それ以外は介入しにくい場面がある
様々な相談や、支援されている関係者同士が常に情報共有できるよう各種連携会議を実施している。また、個別事案については随時ケース会議等を実施し、中核機関や関係機関による支援チームとして必要な支援に結び付くよう体制整備を進めている。
支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のある困難な事案については、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等で構成する権利擁護支援検討会議（事務局は中核機関）に諮り、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で本人の権利擁護の支援方針、意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、助言を得ている。
中核機関が運営する検討支援会議では、困難・方針に迷うケースに専門職委員から意見付与するが、意見が一般化してしまうことがある。その際は中核機関職員も共にケースに関わり支援する。
専門職による権利擁護支援方針検討会議を設置し支援チームへの助言ができる体制を整備している。
チーム会議開催に当たっての事務局機能を担う（社会福祉協議会）
関わりをもった全ての事例で中核機関がチームの中心となることはマンパワーの観点から困難であり、各事例の支援体制の希薄化につながるおそれがあると考えている。各関係機関が主体的にチームの中心となっていただけるように促している。
多数あるチームすべてに関わることが難しいため、関わるべきケースの選別が必要かと思われるが、状況把握が困難
相互理解の不足があり、ケアマネジャー向けの研修を行うなどして対応している。
直接かかわっていない関係者への協力依頼（例えば、前担当等本人の状況をよく知っている関係者）をした際の費用負担について。現在は無償で会議に参加してもらっている。
在宅に住む方の支援で、ケアマネジャー含む関係者間で成年後見制度への移行の方向性で決まったにもかかわらず、ケアマネジャー等の協力を得られない場合がある。また、支援者間で制度利用の可否が別れる場合に、どのように制度利用につなげていくか悩む場合がある。
途中で支援チームメンバーが変わった時、支援会議を行なっている。（在宅→医療施設、在宅→他の地域へ）
必要に応じて一緒に訪問し対応するなどしている。
町成年後見制度利用促進協議会実務者会にて検討をおこない専門職や関係機関の意見を聞いて対応策を模索している。
中核機関として、チームの形成・自立支援（モニタリングやバックアップ）等を行っている。困難な事案があった場合は、検討支援会議（三士会を委員とする会議）等を活用し、支援方針等を検討する仕組みを設けている。
後見人が困難を抱え支援に行き詰まった際は、中核機関として後見人支援を行う。具体的には、各関係機関と話し合いの場をつくり、課題解決の調整を行う。
成年後見制度の利用前での相談がほとんどで、特に困難な事案はない。ただ、後見人の選任後の相談がないため、十分に対応できていないところがある。
ケースとしては少ない。中核機関として行った事例として、本人・選任された後見人・本人が利用しているサービスの担当者等、関係者を一堂に会し、顔合わせ・今後の支援方法等についての話し合いの場のセッティングを実施した。
本人の意向と関係者の意向が異なるケース。第三者の専門職の意見を関係者に伝えている。
後見人等就任後の本人・支援者との関係構築についての相談など、権利擁護支援検討会議などを活用して対応している。
当市では、中核機関については、二次相談窓口と位置付けており、一次相談窓口にて対応困難な事例について相談が入る。現状、事例検討会などは実施できておらず、相談があった際に都度専門職に相談を行い、一次相談窓口となる支援者にフィードバックを行っている。
申立前は権利擁護困難ケース専門相談、権利擁護利用促進検討会議、就任後はモニタリング会議にて制度利用の必要性、適切なタイミングでの申し立て、権利擁護支援の方向性、適切な後見人のマッチング、支援のモニタリングを行っている。
支援チームの形成支援や支援チームの自立支援（モニタリングやバックアップ）の対応を行っており、困難な事案があった場合には、検討支援会議等を活用し検討していく仕組みを構築している。
困難なケースについては、実務者会議で検討をしている。また、主管課が不明確な相談ケースについては、実務者会議における検討の前に、必要に応じて、情報整理、役割分担、支援の検討など、その必要性を精査したうえで、連携調整会議を行っている。
チーム形成やチームの再調整を支援することがあるが、チームの信頼関係の再構築が難しい場合の対応に苦慮することが多い。本人と後見人等の関係性修復が困難である場合には、専門職団体や家裁と協働し、後見人等の交代や制度の終了を支援することがあった。
権利擁護事業の利用は無い。成年後見は自治体で行っているが、任意後見や法人後見のニーズが時々あり、地域には行っている団体等はなく、関係者で話し合う事があるが、専門職とのつながりが無いので、困る事がある。
ケースの詳細までは把握していないが、特に市民後見人が活動するケースに関しては、その都度多様な相談に乗っていると認識している。

後見人等から相談があった際に支援関係者会議の開催や出席をしているが、今後依頼が増えた場合に人的に対応が難しくなると思われる。
後見人が活動開始できるまでの間、金銭管理や困窮、日常生活がままならないなどの対応に苦慮することがある。動かない行政を動かす方法の模索や、グレーな対応を現場で協力し合って行っている。
①重層的体制整備事業の支援会議にて検討②専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）の入った個別ケース会議を開催③法人後見検討委員会にて事例検討
後見人の交代について（被後見人からの申し出）の相談。ケース会を開催し、中核機関では中立の立場で後見人と被後見人にとって不利益にならない為の方向性を考えていく。
精神障害、被後見人のケース。発達障害もありこだわりの強さから金銭管理等が困難だが、自身でできると強く主張している。 中核機関の対応：関係者会議の調整、訪問同行等
後見人が選任された後に、支援者が手をひく場合があるが、きちんと役割分担をしみんなでチームとなり支援をすることを伝えている。

（4）地域連携ネットワークの在り方、既存のネットワークとの有機的連携について

1. 地域連携ネットワークが機能するよう、どのような働きかけや工夫を行っていますか。
（該当するものを選択、複数選択可）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.地域内の多様な関係団体が参加するような働きかけ	1	7%	11	61%	14	61%	24	57%	11	69%
b.協議体が機動的に協議できるような参加団体の選定（絞り込み）	0	0%	10	56%	8	35%	13	31%	7	44%
c.既存の協議体との連携や一体的運用	4	27%	4	22%	5	22%	21	50%	5	31%
d.司法関係機関（家庭裁判所・専門職等）との有機的連携	3	20%	11	61%	10	43%	20	48%	9	56%
e.その他	1	7%	0	0%	0	0%	4	10%	0	0%

地域連携ネットワークの機能に向けた働きかけや工夫については、「c.既存の協議体との連携や一体的運用」がやや低めの回答率となった。

その他（具体的な記入）
協議会を設置。地域連携ネットワークの連携の場位置付け
成年後見に関わる関係機関との連絡会、既存の運営委員会に協議会の機能を加え運用、後見人等連絡会にて専門職と意見交換している。
協議会を年2回開催（8月、2月）
今後は、事例検討会議などによる地域連携ネットワークの連携・機能強化や、受任調整を行えるような関係づくりなどに取り組んでいく予定。
村民の自助、互助と当法人内でできる限りの支援・相談
市ではすでに既存の会議体が重層的に重なり合って開催されていたため、全体として1つの協議会とした。それぞれの会議は本来の目的に沿って実施されるが、会議の中で権利擁護と関連した地域課題があったときに、中核機関が事務局となってネットワークで結ばれたほかの会議とも連携し解決を図り、その情報を共有することで、全体として一つの「協議会」となるしくみづくりを目指している。

2. 関係機関により専門性が異なり、権利擁護支援の共通言語が持ちにくい中、どのような対応・工夫を行っていますか。（該当するものを選択・複数選択可）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.権利擁護支援に関する共通基盤となる考え方や用語の周知・広報	1	7%	8	44%	15	65%	15	36%	7	44%
b.専門職（アドバイザー等）による通訳・共通基盤支援	0	0%	3	17%	5	22%	6	14%	4	25%
c.その他	1	7%	0	0%	2	9%	5	12%	4	25%

権利擁護支援の共通言語を持つための対応・工夫については、「周知・広報」が比較的回答率が高く、
「専門職による通訳」については比較的低めの回答率となった。

その他（具体的な記入）
定期的に地域連携ネットワーク会議をオンラインで開催し、情報共有を行っている。
ケース会議等に出席。状況に応じて説明。
・高齢者、障害者関連会議への参画。 ・協議会、権利擁護支援方針検討会議での情報共有。
関係機関や本人の相談等を受け止め、関係者と情報共有を図り、それぞれの役割分担を明確にできるよう連携する。
個別の相談時に伝えるようにしている
関係機関の意向によってではなく、本人の思いを確認して動くように伝えている。
当法人で、できる限り無償で対応している
ケースごとに齟齬がないかやり取りをしている。
市で権利擁護業務担当者の勉強会を開催し、共通理解を深めるようにしている。

（5） 重層的支援体制整備事業との連携について

貴自治体では、重層的支援体制整備事業を実施していますか。

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
実施している	1	7%	4	22%	6	26%	18	43%	13	81%
実施していない	14	93%	13	72%	15	65%	21	50%	3	19%
未回答	0	0%	1	6%	2	9%	3	7%	0	0%

重層的支援体制整備事業について、人口規模が小さい自治体では「実施していない」の回答率が高く、
人口規模が大きくなるにつれ、「実施している」の回答率が高くなった。

「実施している」に○をつけた場合にご回答ください。
重層的支援体制整備事業と中核機関の取組との連携状況について教えてください。（1つ選択）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.重層的支援体制整備事業の定例会議に、中核機関が毎回参加している	0	0%	2	50%	2	33%	1	6%	0	0%
b.重層的支援体制整備事業の定例会議に、中核機関が必要に応じて参加している	1	100%	1	25%	0	0%	6	33%	11	85%
c.中核機関の会議に、重層的支援体制整備事業担当が必要に応じて参加している	0	0%	0	0%	3	50%	1	6%	3	23%
d.その他	0	0%	0	0%	1	17%	8	44%	0	0%
未回答	0	0%	1	25%	0	0%	2	11%	0	0%

重層的支援体制整備事業と中核機関との連携状況について、「定例会議に中核機関が参加している（a,b）」と回答した機関が比較的多かったが、逆にcのように中核機関の会議に重層的支援体制整備事業の担当者が参加していると回答した機関は少なかった。

その他（具体的な記入）
中核機関の会議に重層的体制整備事業担当者が毎回参加している
検討会に出席
始まったばかりで、まだ参加実績がないが、重層的支援体制整備事業の定例会に必要に応じて参加する方向。
市の地域生活拠点事業会議や市の地域包括の業務別連絡会である権利擁護業務連絡会に、重層的体制整備事業を担当する相談支援包括化推進員と参加している
重層的支援体制整備事業の会議で成年後見制度が必要であると判断された場合、関係所管課と連携して首長申立を行っている。
連携が必要なケースを相互に相談し、対応している。
重層的支援体制整備事業の会議に、社会福祉協議会の権利擁護事業の担当が必要に応じて参加している。

（6）既存の権利擁護相談窓口との連携について

地域包括支援センターや相談支援事業所等、既存の権利擁護相談窓口との連携状況等について教えてください。（該当するものを選択・複数選択可）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.相談の受け方に関するルールの有無	0	0%	1	6%	2	9%	2	5%	0	0%
b.共通するツール（アセスメントシート等）の使用	1	7%	2	11%	3	13%	3	7%	4	25%
c.会議への参加	6	40%	15	83%	17	74%	32	76%	14	88%
d. チーム支援、バックアップへの関わり	1	7%	13	72%	13	57%	28	67%	12	75%
e. 成年後見制度以外の制度利用の場合のフォローアップ	4	27%	14	78%	12	52%	28	67%	11	69%
f.虐待関係事案へのフォローアップ	3	20%	12	67%	8	35%	13	31%	5	31%
g.その他	1	7%	0	0%	1	4%	0	0%	0	0%

既存の権利擁護相談窓口との連携について、「c.会議への参加」の回答率が高く、
「d. チーム支援、バックアップへの関わり」「e. 成年後見制度以外の制度利用の場合のフォローアップ」
についても比較的高い回答率であったが、「a.相談の受け方に関するルールの有無」
「b.共通するツール（アセスメントシート等）の使用」については人口規模を問わず低い回答率となった。

ルールの内容
別機関で相談を受けた場合、一旦中核機関に繋がるような仕組みにしている
生活保護受給者の相談は、生活福祉課を経由して依頼いただく
指定の相談受付票の作成
同行訪問、措定様式の相談依頼書の使用
アセスメントシートを使って相談を行う

その他（具体的な記入）
連絡調整・情報共有は密に行っている。
権利擁護相談窓口、地域包括支援センター、中核機関すべて同じ部署で対応している

（7）権利擁護支援における市区町村の役割・機能のあり方について

権利擁護支援において、どのような時に市区町村と連携をしていますか。（該当するものを選択・複数選択可）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.虐待対応	8	53%	16	89%	19	83%	30	71%	13	81%
b.緊急対応	8	53%	15	83%	16	70%	29	69%	9	56%
c.セルフネグレクト	7	47%	14	78%	15	65%	27	64%	11	69%
d. 医療対応（疾病等）	5	33%	12	67%	11	48%	14	33%	5	31%
e. 地域からの孤立・排除	5	33%	12	67%	9	39%	17	40%	3	19%
f.サービスの（再）調整対応	3	20%	12	67%	10	43%	18	43%	7	44%
g.市長申立	5	33%	15	83%	20	87%	32	76%	13	81%
h.その他	2	13%	0	0%	1	4%	0	0%	0	0%

市区町村との連携について、「a.虐待対応」「g.市町申立」が人口規模を問わず高い回答率となり、
その他項目についても、極端に回答率の低い項目はなかった。

その他（具体的な記入）
別ルートで相談の入ったケースが、自治体で関わりを持っていることも多々あり、情報共有を依頼する等。
生活困窮者への支援（生活保護など）

中核機関の会議体に市区町村はどう関わっていますか。（1つ選択）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.市区町村が会議を主催	1	7%	9	50%	6	26%	5	12%	5	31%
b.中核機関が主催する会議に原則出席	2	13%	6	33%	14	61%	25	60%	10	63%
c.中核機関が主催する会議に必要に応じ、オブザーバー参加	0	0%	1	6%	1	4%	4	10%	4	25%
d. 出席していない	3	20%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%
未回答	9	60%	2	11%	2	9%	7	17%	0	0%

中核機関の会議体に対する市区町村の関わりについて、「原則出席」の回答率が高い結果となった。

（8）権利擁護支援における都道府県の役割について

権利擁護支援において、どのような時に都道府県と連携をしていますか（該当するものを選択・複数選択可）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.ブロック別等広域の会議を開催	2	13%	6	33%	10	43%	10	24%	8	50%
b.家庭裁判所との連携の場・機会づくり	2	13%	7	39%	12	52%	16	38%	7	44%
c.職員やアドバイザーの派遣	2	13%	6	33%	3	13%	5	12%	3	19%
d.事例検討会の開催（困難事例への専門的助言の提供等）	2	13%	4	22%	6	26%	7	17%	9	56%
e. 法人後見に関する取り組み	0	0%	4	22%	2	9%	4	10%	8	50%
f.市民後見人の養成に関する取り組み	1	7%	8	44%	6	26%	8	19%	10	63%
g.その他	2	13%	1	6%	1	4%	3	7%	0	0%

都道府県との連携について、「b.家庭裁判所との連携の場・機会づくり」については一定程度回答があったものの、どの項目も全体的に低めの回答率となった。

派遣者の職種	
社会福祉士	9
弁護士	4
司法書士	1
その他	3

その他（具体的な記入）
都が開催する会議に参加し、都や他自治体、家庭裁判所と権利擁護支援に関する情報共有等を行っているほか、首長申立等に関して確認事項等が発生した場合に、都に連絡している。
日常生活自立支援事業に関しては県社協に相談
生活保護の申請、相談、承認後の継続的連携
必要に応じて県社協より会議に参加いただき、他市町の動向など紹介いただき、今後の方向性や取り組みについて検討している。
相談があった際、都度相談している。

（9）民法改正の議論をふまえた中核機関の役割について

現在、成年後見制度を必要な時期、必要な範囲で利用できる制度とするための検討や、中核機関の法制化の必要性、後見制度の利用を終了するか継続するか見直しや評価を行う検討とともに、地域において、今後どのような支援や体制が必要か等の論点について、検討が行われています。
法改正や新たな体制を見据え、中核機関をめぐり検討が必要と思われる項目を選択してください。（複数回答可）

	1万人未満		1～5万人未満		5～10万人未満		10～50万人未満		50万人以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
a.成年後見制度の適切な利用と継続・終了を判断するための情報収集・検討の仕組みと家裁との連携	8	53%	13	72%	21	91%	39	93%	16	100%
b.成年後見制度利用終了後につなげる社会資源（利用可能な制度等）の整備拡充	6	40%	15	83%	15	65%	32	76%	16	100%
c.家裁および機関間の個人情報の共有に関する取り扱い	4	27%	9	50%	13	57%	31	74%	9	56%
d.関係機関間における協議会への家裁の関与	1	7%	12	67%	8	35%	14	33%	9	56%
e.関係機関間における福祉・司法専門職の関与	4	27%	12	67%	11	48%	21	50%	10	63%
f.（終了ケースについて）再度成年後見制度が必要になった時の簡易な利用手続き	4	27%	13	72%	15	65%	30	71%	13	81%
g.その他	1	7%	1	6%	1	4%	1	2%	0	0%

法改正や新たな体制を見据え、中核機関をめぐり検討が必要と思われる項目について、特に
「a.成年後見制度の適切な利用と継続・終了を判断するための情報収集・検討の仕組みと家裁との連携」と
「b.成年後見制度利用終了後につなげる社会資源（利用可能な制度等）の整備拡充」、
「f.（終了ケースについて）再度成年後見制度が必要になった時の簡易な利用手続き」が多く回答された。

その他（具体的な記入）
法人後見という大きな負荷のかかる役割を中核機関が担うというのは、マンパワーの少ない小さな社協にとっては困難であると感じている。中核機関が法制化されることは、成年後見制度をはじめ、権利擁護の推進を図る上では大きな期待を寄せるところではあるが、法人後見や市民後見の養成等はより広域な主体を設けていただきたい。
行政間の権利擁護支援施策（法人後見や身元保証等）の統一化。マンパワー確保のための予算措置。地域福祉支援事業の体制強化（人員と予算）
成年後見制度利用の見直しにおける医療機関の関与や診断の仕組み
成年後見制度と日常生活自立支援事業の緊密な連携

第４章
事業の成果と
今後の課題へ向けた提言

第4章 事業の成果と今後の課題へ向けた提言

1. 調査結果からの考察

(1)中核機関の主な役割と支援機能、取組について

アンケート調査において、社会福祉協議会等への委託の内容については、中核機関の業務のすべてを委託しているという回答もあったが、中核機関としての一部の業務を委託しているとの回答が多かった。個別のケースに対する相談業務、会議開催などの事務局機能、広報機能が委託されており、市民後見人の育成・支援について委託している地域が多い。「人材育成部分については、市社協に委託、専門職相談・派遣については県社協に委託している」といった、市と県に対してそれぞれ委託しているという回答もあった。

また、中核機関としてではなく、中核機関の構想が出来る前から取組みを進めていた地域においては、すでに委託先の社会福祉協議会が独自に取り組んでいる事業に対して、行政が補助をしているという実態もある。

「社会福祉協議会に中核機関業務を委託しているが、社協で受任している法人後見業務の負担が年々増しており、法人後見に関する適切な人員配置や予算措置を講じないと、今後の中核機関業務の安定的な運営が難しくなってくる可能性がある。」といった課題も提示されている。

一方で、直営および行政が実施する事務の内容としては、①各計画の策定、進捗管理、自治体としての決定事項(要綱策定、委嘱の手続、最終確認と決定)など、権利擁護の地域連携ネットワークの構築の一部や市成年後見制度利用促進計画策定などの中核機関の取り組みについての進捗管理、②協議会等の会議の運営責任、③成年後見制度利用支援事業に関わる事業(首長申立事務や個人情報の保護と共有についての事項、申立費用や報酬費用の助成)といった事務を執り行っている。さらに、委託事業への支援として、委託先で開催される各種会議に可能な限り参加し助言等行っていたり、中核機関と月1回連絡会を開催し体制整備の検討を行うなど、委託元の責任での委託先との協働に取り組んでいる。また、家庭裁判所を始めとする関係機関との連携を行政も担ったり、直営で中核機関を設置していても、社会福祉協議会と共同で取り組みを進めるなど、中核機関としての役割を社協等と協働して果たそうとしている姿が浮かび上がる。

権利擁護支援の体制を地域で根付かせていくためには、どこか一つの機関が役割を担うのではなく、公的責任のもとに、行政と社会福祉協議会やNPO法人、専門職団体などの地域の関係機関・団体、それぞれの強みを活かして役割分担をし、連携していくことが重要であることが明らかである。

権利擁護支援の3つの場面においては、「権利擁護の相談支援」機能については、人口規模に関わらずほぼどの地域でも対応していることがわかるが、「権利擁護支援チームの形成支援」機能においては、適切な申立の調整はかなりの地域で実現できているものの、後見人等候補者の調整や担い手の育成に課題が大きいことがわかる。専門職の偏在、また市民後見人等の育成にかかる課題とつながる。

「権利擁護支援チームの自立支援」機能は、後見人選任後のチーム支援や意思決定支援についての共通理解などにおいては取り組みが進んでいるが、後見制度につながっても解決できない課題や、後見制度開始後の家庭裁判所と地域との情報のやりとりや連携についての課題が大きいことが明らかとなった(50ページ「③成年後見制度の利用開始後に関する場面のｇ」では多くのところが回答率が半分以

下であった）。今後、成年後見制度につながったあとの見直しの体制のあり方とも関わる問題である。ヒアリングにおいても、特に人口規模の小さな自治体においては、制度につながったあとのモニタリングを中核機関として行っている実態がないなかで、今後の民法改正にむけた終結のタイミングを判断できるかは現状の体制では困難であることが指摘された。

（2）地域連携ネットワークと既存のネットワークの有機的連携について

今回実施したヒアリングやアンケート調査では、小規模自治体における工夫が随所に見られた。せたな町における地域包括支援センターと中核機関の相談受付体制の連動性や、事案ごとに役割分担を工夫する取組みは、全国の小規模自治体において、地域特性に合わせた運営の参考となる。中核機関が既存の支援機関と役割を分担していくためには、中核機関に求められる役割や機能が明確になっていることが必要であり、明確になった役割について、機関間や直営の場合は部署間での整理が可能となると考える。

アンケート結果から特筆すべきは、虐待対応やセルフネグレクトへの対応、緊急対応において、ネットワークが活用されていることである（55 ページ「（7）権利擁護支援における市区町村の役割・機能のあり方について」）。しかし、医療に対するニーズや地域からの孤立など、重層的支援体制整備がまだ全国的に広まっていないなかでは、中核機関と行政を中心とする既存のネットワークとが有機的に連携しているとは言い難い実情も浮かび上がった。今後、全市町村に対して重層的支援体制整備の展開が期待されているが、重層的支援体制と権利擁護支援体制との有機的連携をはじめから意識した体制整備を行うことが望まれる。回答母数が少ないが、人口規模が低い自治体においては、重層的支援体制整備事業と中核機関が一緒に定例会議を行うところもあり、参考になると考える（53～54 ページ参照）。
人口規模の多寡にかかわらず、いずれの地域においても地域包括支援センターとの連携・協働は深まっているが、書式が統一されているという回答が1割から2割強であった。相談を受ける窓口は今後も増えていくことからも、権利擁護支援にかかる相談受付の書式を統一することで、記録の作成等にかかる負担を減らすことができると考える。

プレヒアリング（大田区、豊田市）や名古屋市のヒアリングでは、支援困難ケースにおいて、中核機関が重層的支援体制整備の会議や検討の場に入るケースが増えており、権利擁護支援の視点を持ちながら、本人の希望や生活意向を重視して支援を組み立てるアプローチを協働している実態や、中核機関でも成年後見制度による支援だけではなく、後見制度の活用に至らないケースや、後見人等の支援だけでは解決が困難な課題のあるケースにも対応するためには、重層的支援体制による多機関連携による支援を意識した体制を構築している実態が把握できた。

（3）権利擁護支援における都道府県の役割・機能のあり方について

都道府県の役割・機能のあり方について問うたところ、アンケート結果からは、人口規模に関わらず家庭裁判所との連携の場づくりについては一定程度の期待があった。人口規模50万人以上の自治体では、市民後見人の養成や法人後見への取組みについて、また、事例検討会やブロック別定例会の開催についての期待が寄せられた。都道府県から、都道府県職員やアドバイザーを派遣することについては、想定以上に希望が低かった。市町村は、現場の相談等の実務に対応できる即戦力を求めていると思われ、都道府県にはそういった活動や体制を支えるための仕組みづくりを求めていると考えられる。この状況についてはさらに分析が必要と思われる。

ヒアリングにおいて、都道府県に求める役割として、成年後見制度を含めた権利擁護支援の地域連

携ネットワークや中核機関の整備などの体制整備に対して、市町村に明確に方針を示してほしい、という希望が複数きかれた。また、具体的な方策として、小さな規模の市町村の職員には、権利擁護支援の体制整備をどうしていくかを考える余裕がないところもあることから、都道府県からのみならず、先進的な市町村からの職員派遣といった方法も有効ではないかとの意見があった。さらに、虐待対応やセルフ・ネグレクトなどへの対応として成年制度の申立を検討したり後見人等の連携をしているという点からも、権利擁護全般に対して総合的に相談できる機能を都道府県単位でもってほしいという要望が、複数から聞かれている。

(4)民法改正の議論をふまえた中核機関の役割について

具体的な法改正の方向性が明示されていないなかで、アンケートでは成年後見制度につながったあとの、「継続」するか「終了」できるかの判断ができるための情報収集や検討するための仕組み、それを家庭裁判所とどう共有するのか、といったところに多くの課題意識をもっていることがわかった。ヒアリング調査では、法改正の議論状況を伝えつつ聞き取りをおこなったため、すべてのヒアリング調査において、中核機関の機能や役割について具体的な希望が語られた。成年後見制度終了にあたって、中核機関が情報収集し家庭裁判所等に意見を出すことについては、市町村、委託の中核機関ともに「現行体制では困難」と回答しており、財政措置だけでなく「人材確保が困難」と回答しているものも複数あった。

2. 本会からの提言

まず、現行制度・施策における課題についての提言から述べ、法制改正を含む事項への提言を行うこととしたい。

(1)3つの検討支援場面について

いくつかのヒアリングにおいて、「ケース検討がしっかりなされないと、後見人等にとっての業務負担が大きくなり、専門職後見人に丸投げになるような受任調整になってしまうことになる。それは制度を利用する本人にとっても、決して望ましいことではないので、そのような調整の場にならないような会議運営の視点や工夫が求められる」との重要な指摘があった。

国の第二期基本計画において、専門的な支援検討会議の3つの場面は第一期計画からさらに具体的にその中身や必要性が整理されている。すなわち、入口の相談機能においては、後見制度の利用ありきではない広い視点からの検討が必要であり、日常生活自立支援事業や後見制度は支援方針の選択肢の一部であること、制度の必要性について、支援者側ではなく本人側に立って検討することが重要である。後見制度が必要と判断された後の受任調整の場面は、後見の申立て方法や候補者の調整だけではなく、チームとしての支援方針を検討するチームの形成支援の場である。そして、後見制度につながった後の支援の見直し・モニタリングは、後見人等だけをとりあげるのではなく、支援チームの自立支援という視点で中核機関が関わるという整理が明確になった。

そこで、本調査研究事業において、これらの検討をする際に必要なシートについて、既に「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(厚生労働省 社会・援護局 (平成30年度社会福祉推進事業))で開発されたシートの改訂版として、以下に提案する。このシートの活用の目的や記入方法については、参考資料で事例とともに日本社会福祉士会 HP にて紹介しているので、参考にしていただきたい。(https://www.jacsw.or.jp/)

想定事例は、以下の通りである。

① 後見人等が本人の面会をせず、本人の希望も確認せずに、一方的に福祉サービスの利用を解約してしまうので、知的障害のある被後見人等本人が後見人等を交代してほしいと思っていることを相談支援センターの相談員が聞き取った。
② 後見人等に対して、本人への日常的な金銭管理のあり方への要望や、生活に困窮している親族自身への金銭支援の要請など、被後見人等の親族からの電話や line 等による訴えが多く、後見人等が辞任をしたいと考えている。
③ 申立時の本人の課題は、在宅生活から本人の希望にあった施設入所であり、そのために不動産を処分して資産を活用するということであった。その課題への対応が終わり、本人は安定して現施設での生活が継続している。施設のある地域には市民後見人の候補者がおり、市民後見人への交代を検討している。

特に、モニタリングに有益と思われるシートについては、今後、民法改正が実現した際に、制度の継続や終了の判断根拠として用いられることをも想定して作成したものである。医療・介護・福祉の場面における、本人の変化を見逃さず、本人の意思や意向を尊重し、本人にとって必要な支援を過不足なく提供するためのシートとして、司法と福祉の連携を図るために、重要なツールになると考えている。

そして、ツールを活用したあとの課題として、地域社会に支援の方策があるかどうかが重要であり、ヒアリングにおいては、「民間事業の活用にあたっては、その監督体制を整えることが必要」、「地域の人材育成（専門職の人材の育成）」、「後見制度終了後をイメージした金融機関との協働やキャッシュレスサービスの仕組みの導入」、「後見的な社会資源の創設（既存の資源の活用も含め）」、後見制度利用者に限定されない「死後の事務への対応」、「記録のデジタル化」などがあげられている。ほとんどの課題が、市町村や都道府県レベルのものではなく、国をあげて取り組むべき課題であると考えられる。詳しくは（3）以降を参照されたい。

※本人の状況を把握するためのツールとして、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の各地区で使用されている「サポートファイル」があり、各地区の育成会の HP でダウンロードできるので、参照いただきたい。

【中核機関の相談支援機能】検討項目案

相談日	年　　月　　日（対応者：　　）	ＩＤ	
相談者	相談者名　　□本人	所属	
	連絡先		
相談形態	１．電話　２．来所　３．訪問　４．その他（　　）		
相談概要	□詳細別紙参照　　主な相談内容		
相談契機	１．パンフレット　２．研修受講(　　）３．以前に相談　４．その他（　　）		
相談者属性	地区：　　所属属性：		
主な相談内容			

□「本人情報シート」を活用　※

本人氏名		性別	1.男性　2.女性	年齢	歳（　　年生まれ）
居住地	１．市内　　２．市外　　３．不明　（具体的に　　）				
疾病・病歴		親族の状況			
身体状況					
住居の状況					
経済状況	主な収入（約　　円　） 主な支出（約　　円　） 財産状況（不動産や資産、負債、財産状況の変動可能性など　　）				
生活歴現状					
支援状況	介護・障害の認定・区分状況 マネジメント担当者 利用している介護・福祉サービス				
選好および価値観	好きなこと 嫌いなこと 大切に思っていること これだけは嫌だと思っていること				
本人の意思・意向	今後の生活についての意向 手伝って欲しいと思っていること、困っていること 金銭管理についての意向 その他　本人にとって重大なこと				
判断能力について	１．認知症　２．知的障害　３．精神障害　４．その他（　　）５．なし　６．不明 具体的に				
権利擁護支援関係制度等の利用について	1.　成年後見制度の利用　無　1-1.　初めての相談　1-2.　これまでも相談している　1-3 不明 2.　成年後見制度の利用　有　2-1 補助　2-2 保佐　2-3 後見　2-4 任意後見 3.　日常生活自立支援事業を利用中 4.　終活相談中（死後事務委任、遺言作成など）				

追加の情報収集 **※複数選択可**	1.　本人からの聴き取り 2.　関係機関からの情報収集 3.　ケース会議への参加（日時　　） 4.　ケース会議の招集（日時　　） 5.　その他（　　） 6.　不要	具体的に　　□詳細は別紙参照

「本人の意思・意向」「選好および価値観」は意思決定支援を行う際に、大変重要です。一般的なアセスメントシートには取り入れられていない場合が多いので、もし、既存のアセスメントシートを活用する場合には、追加されるとよいでしょう。

【本人にふさわしい権利擁護支援の検討　項目案】※課題分析シート

現在の課題	□日常的な金銭管理（支払い）　□身寄りがいない □重大な法律行為（相続、訴訟提起、不動産処分、債務整理など） □医療契約や介護・福祉契約　□経済状況の調査と整理 □契約上のトラブルの調査と整理　□居所の変更が予定されている **具体的に（　　）**
課題解決への本人の意向	□課題解決したいと思っている　□心身の状態から課題説明を理解することが困難 □本人は課題だと思っていない　□課題解決に消極的・拒否的 **具体的に**

情報の分析				
	【緊急対応に関わる課題】【関係調整に関わる課題】		**担当機関**	**緊急性有**
	□疾病・障害、依存への対応 □虐待・権利侵害への対応 □地域からの孤立、社会的孤立	□サービスの（再）調整が必要 □親族、友人・知人との関係についての課題 □その他（　　）		□
	課題と思われる項目	**可能性のある対応手段**	**担当機関**	**法定後見の必要性**
	□判断能力の低下 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもあるため、ケアの見直し等の確認が必要	□日常生活のケアの見直し □服薬への支援（再整理） □適切な医療への支援 □その他（　　）		□
	□金銭管理、契約行為についての課題 □預貯金が引き出せない □使いすぎてしまう □支払いの必要性が理解できない □入院　□入所　□財産活用が必要	□金融機関への個別相談 □生活困窮者相談窓口の家計相談支援 □日常生活自立支援事業の利用 □障害者総合支援法の自立生活援助の利用 □その他（　　）		
	□意思決定支援についての課題 □本人の意思を確認していない □本人の意思が把握できない □本人の望んでいることの実現が困難 □意思決定支援の支援力の不足 □その他（　　）	□必要な情報の提供 □適切なコミュニケーションでの支援 □リラックスした環境・状態での支援 □適切な時期、十分な時間での支援 □その他（　　）		□
	□法的保護の必要性、法的課題 □虐待や搾取、権利侵害への対応・防止 □債務整理が必要　□相続未対応 □訴訟が必要 □その他（　　）	□行政による虐待対応 □消費生活センターへの専門相談 □委任契約による法律相談（　　） □特定援助対象者法律相談援助の利用 □中核機関の法律相談の利用 □その他（　　）		□
	□将来への備え □身寄りがない、頼りたくない □親なき後、自分なき後の家族支援の不安	□自治体による身寄り関係のガイドラインや事業の活用 □専門相談の利用（財産管理委任など） □任意後見制度の利用 □福祉型信託の利用 □死後事務の委任　□遺言作成 □その他（　　）		
	本人や親族、支援者ができていること、がんばってきたこと、強み			
	※強みを活かせるか、方針を検討する			

協議して決定した具体的な方針	**決定日：** **方針協議者：** **決定内容：**□中核機関における専門相談の利用　□受任調整検討による支援 **具体的に**

後見人には居所指定権がないにも関わらず、「本人が拒否しているが、制度を使えば入所や入院ができる」と考えて、成年後見制度の利用の判断を求めて来ることがあります。この項目に☑が入った場合は、誰の意向に基づくものか、本人はそのことをどう思っているか、確認し、「課題解決への本人の意向」に記載します。

この項目は、支援者側の関わり方を確認するものなので、「私たちは」を主語として☑しましょう。
いずれに☑がついても、それは「意思決定支援の支援力が不足している」可能性があります。
特に、本人に代わって決定する（できる）人（＝“代行決定”者）がいない、ということが課題に置き換わっていることがありますので、注意が必要です。

この欄は、なかなか記入が難しいといわれる部分です。制度利用に直結しなくても、日常的な場面での本人の強み、これまでの関わりで、親族や支援者がどのように関わってきたかなどを、本人と関わってきたチームメンバーからエピソードを聞きながら記入していきましょう。思わぬ支援方針が見つかることがあります。

【権利擁護支援チームの形成支援機能】検討項目案　※受任調整シート

会議日時	年　　月　　日	参加者	
氏名	イニシャルを記入		
本人の意思・意向	□本人情報シート添付有 ※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入		
診断書	□取得済（取得日　　）　　診断書から想定される類型　□補助　□保佐　□後見 □未取得（取得予定：　　）		
収支状況 ※分かる範囲で記入	主な収入	月額　およそ　　円（　　） □詳細把握ができていない収入あり（　　）	
	主な支出	月額　およそ　　円（　　）	
財産状況 ※分かる範囲で記入	□預貯金（　　） □不動産あり（　　）□その他の資産（株や国債、投資信託など（　　） □負債あり（　　）□財産状況の変動可能性（　　）		
本人の居所と今後の生活圏域			
付与が必要と想定される権限	□代理権目録添付あり　□同意権取消権目録添付あり　※添付の場合には記入不要 １．代理権の必要性有　２．取消権の必要性有 想定される後見人等の業務 権限付与についての本人の意向		
候補者に求められること	本人にとって望ましいこと（本人の希望、性別や年代、条件、活動圏域）を記入		
申立の妥当性	□成年後見制度利用の必要性有　□権利擁護支援の方針の再検討　□その他		
申立人等	□本人支援　□親族支援（　　）　□市町村長（□老福、□知福、□精福） ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針（　　）		
利用支援事業	□該当する　　□該当しない		
候補者	□親族（　　）　□市民後見　□法人後見　□専門職 具体的に		
後見人等に必要と思われる支援	□チームの顔合わせ支援の実施　□虐待対応の継続　□措置等		
候補者との事前面接	□要　□不要 （根拠　　）		
事前面接状況	実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入		
申立状況	申立日　　審判到着日　　確定日　　選任された後見人等（　　）		
バックアップ状況	チームの顔会わせ支援（　　） 継続支援の必要性の確認（　　）		
今後の支援	□モニタリング要（予定日　　）　□モニタリング不要（今後は相談、依頼に基づき対応）		

受任調整で、権利擁護支援の方針決定のアセスメント項目案に加え、事例検討をする場合に必要と思われる項目の案です。

例えば、今後、施設入所が検討される、または入所している施設を出たいと考えている、退院支援で地域移行が予定されている、など、現在の居所から離れることが予定されている状況などを記入します。候補者に求められる活動圏域を考えるときにも参考になります。

受任調整等についての検討会議で検討・決定する項目案です。

「チームの顔合わせ支援の実施」は、必ず行わなければならないというものではありません。支援検討会議のなかで、その必要性も含めて助言を受けることも考えられます。

基本的には事前面接は行った方がよいと考えられますが、候補者が親族である、日自の利用者が社協の法人後見に移行する、社協の法人後見から市民後見人に移行するなど、本人とすでに面識があるときには行わない場合があります。また、遠隔地などで事前面接が物理的にできないときなどは、オンラインの活用も考えられます。

会議終了後の支援で検討したり記録したりする項目案です。

【権利擁護支援チームの自立支援機能】検討項目案

後見実務支援の相談者	□成年後見人等　□支援機関等　□本人　□親族	氏名	
	連絡先	所属	
相談概要	□詳細別紙参照　　主な相談内容		

後見人等より聞き取って中核機関が記入（後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい）

本人氏名	
類型	□補助　□保佐　□後見　□任意後見受任者　□任意後見　□その他（　　）
申立の経緯	□相談受付シート、受任調整シート参照（ID：　　）
後見人等	□親族　　□市民　　□専門職（　　）　□専門職監督人（　　） 氏名：　　連絡先：
本人の心身状況	□申立時（前回報告時）からの変化の有　□本人情報シートを活用　□安定している 具体的に（　　）
支援者による支援状況	□支援が充足・安定している　　□支援・体制に課題がある 具体的に（　　）
申立時の課題解決状況	□課題分析シートを添付　　□当時の課題はすべて解決　　□新たな課題が生じている □対応中　　□課題に対応していない 具体的に（　　）
後見実務の現状と課題（見通しを含む）	□財産管理　　□身上保護　　□チーム内の意思疎通・連携　　□チーム内の課題認識のずれ □意思決定支援　　□本人との関係　　□支援関係者との関係　　□家裁への報告事務 □生活の場所を移す可能性が高い　　□今後、法律行為が必要となる可能性が著しく高い 具体的に（　　□別紙参照　）
現状についての本人の意思・意向	生活についての今後の意向 後見人等や支援者についての思い 今の成年後見制度利用についての思い
後見人等の権限の見直し	□必要あり（□縮減　□追加）　□監督人不要　□必要なし　□登記事項証明の添付 具体的状況　□代理権目録の添付 □同意権目録の添付
類型見直しの必要性（取消含む）	□必要あり（□　　類型→　　類型／　□取り消し）　□必要なし （具体的に　　）
追加選任または交代の必要性	□必要あり　　□必要なし （具体的に　　）
家庭裁判所への情報提供	□必要あり　　□必要なし 誰から情報提供を行うか（　　）
上記についての本人の思い	□本人からの申し出　　□説明済 本人の思い（　　）
中核機関の支援 ■は実施済 ☑は実施が必要と思われること	□チーム会議開催への支援　□事例検討の場への事例提出（助言を求める） □アドバイザーの派遣要請　□専門相談へのつなぎ　　□専門職団体との連携 □家裁への情報提供　　□後見等人が家庭裁判所へ報告することの支援 □その他（　　）□特になし

後見人選任後の相談の時に検討する項目案です。
実務の手引きの時から大幅リニューアル、項目を新設しています。

現状についての情報を集約して、中核機関または後見人等が記入します。

この項目は、記入する人の立場によってずれが生じる可能性があります。その場合は、具体的にどのような認識のずれが生じているかを記入します。
家裁に報告しても「解任に当たる理由ではない」とされる内容もここで拾えるようにしています。
現状と課題を☑する際には、今後後見人等の関与が予定されている（されるであろう）見通しも含めて確認し、記入します。

親族や市民後見人が候補者の場合に、「監督人が不要」であれば、☑をします。

アドバイザーの出席する検討会議に諮りたい案を記入する欄です。
中核機関が案を作成できない場合には、この項目ごと検討会議で検討します。

中核機関が実施したこと、これから実施したい支援の案を記入する欄です

【権利擁護支援チームの自立支援機能】検討結果　記入欄の案

検討日時	
検討メンバー	□定例検討会議で実施　　成年後見人等の出席（□あり　　□なし）
話し合われたこと （助言内容）	具体的に記入
決定したこと	具体的に記入
中核機関による モニタリング	□モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応）※課題が解消している場合は不要 □モニタリング継続要（必要な根拠　　）
その後の経過	具体的に

こちらは検討会議で検討した記録を記入する欄の案です。

想定事例および記載例については、日本社会福祉士会ホームページ（https://www.jacsw.or.jp/）に掲載しておりますので、ご参照ください。

(2)法人後見体制整備について

市町村社協における法人後見の体制を構築することは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するために重要と考える。ただし、地域の社会資源の実情、社会福祉協議会等の体制を踏まえ、数多くの案件を受任するための法人後見の体制ではなく、地域のなかで成年後見制度が必要な人にとってのいわゆるセーフティネット機能としての法人後見という位置づけという整理が求められる。また、法人後見で受任した事案について、モニタリングをしっかり行う体制をつくり、市民後見人等への引継ぎ、また、後見制度自体を終了することができるかどうかの検証を積極的に行う必要がある。

地域によっては、市町村単独で法人後見体制を構築することが難しい場合もあるので、京都府・京都府社協の取組のように(32 ページ)都道府県社協が法人後見を担う体制も検討される必要がある。

さらに、社協以外の社会福祉法人などによる法人後見養成・支援の取組みについても、宮崎県や静岡県が実施しているように、都道府県が家庭裁判所や専門職団体と連携を強化して積極的に関与していくことが求められる。

具体的な方法として、ヒアリングでは以下の意見が示されている。

- 社会福祉法人が法人後見に取組かどうかを検討する場合、理事会では多くの質問が出されている。このような理事会等で出される質問への想定問答集等を作成して全国で共有することで、社会福祉法人の法人後見の取組が進むのではないか(29 ページ参照)。
- 悪質な法人後見への苦情があったときに、虐待通報という視点から市町村に助言する役割や、家裁と市町村をつなぐ役割が都道府県には必要である(33 ページ参照)。

(3)日常生活自立支援事業と身寄りのない人への対応

ヒアリングでは多くの切実な意見を受けとめることができた。最も多かった意見は、「現在の委託費だけでは現状でも十分機能できず、後見制度を終了した方への対応はどう考えても無理である」というものである。見直しについても、都道府県社協の委託では検討しづらいため、市町村の事業として組み立て直す必要があるのではないかという意見もあった。また地域によっては、この事業自体が十分利用することができておらず、後見制度を終了した方につなげるような実態にはないという現状も把握された。

日常生活自立支援事業は、現在の事業内容が拡大していることをそのまま今後の予算や人員体制に反映させることは現実的に不可能であり、すべてのニーズに対応できないことは明白で、抜本的な見直しが必要となると考えられる。一部の地域で行われているが、社協以外の社会福祉法人がこの事業を担うこと(連携法人としての取組み)も必要ではないか。その際に、人口規模によっては、都道府県社協からの委託事業ではなく、市町村社協が実施できる形態も検討が必要である。

厚生労働省が「第9回地域共生社会の在り方検討会議」で発表した「新日自事業(仮称)」については、内容の精査が必要と考える。利用対象者を判断能力不十分者だけではなく、身寄りのない方にも拡大することについて、その必要性は理解できる。しかし、これまでこの事業で対象としてきた対象者像とは異なることから、対人援助としての相談援助内容について、さらに専門性が求められることに留意が必要である。また、高齢者等終身サポート事業者が今後、地域で活動が広がることが想定されるが、新日自事業とまったく分けてしまい、地域福祉の仕組みが関与しないままとなると、本人の意思決定支援が確保される仕組みとはいいがたい。高齢者等終身サポート事業者が真に意思決定支援の視点で本人へ関わっているのか、たとえば市民後見人養成研修修了者が見守り訪問するなど権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体でしっかりウォッチングしていく仕組みが必要である。いずれにしても、日常生活自

立支援事業単体で考えていくのではなく、新たな総合的権利擁護支援体制整備の一環として、この事業の見直しを検討すべきである。

新たな総合的権利擁護支援体制を、市町村圏域だけで構築することは難しい。社会資源が整わず、成年後見制度が適切に終了できない市町村圏域に対しては、都道府県の権利擁護支援の地域連携ネットワークによるバックアップが必要となる。家庭裁判所や地域の相談援助職・専門職から都道府県協議会にこれらの課題が提起されるなど新たな総合的権利擁護支援体制の課題が把握され、都道府県による支援が開始できる仕組みが必要である。

さらに、生活保護受給者に対する金銭管理事業の民間事業者への委託が、5 年ほど前から拡大していることについて、この金銭管理事業者との契約がどのようになっているか、事業者との契約をすることを前提として生活保護の受給が決定されているということになっていないのか、事業者の金銭管理を必要とする判断はどのようになされているのか、本人の意向や理解はどうなのか、といったことに問題が生じている実態があると思われる。

日常的金銭管理の仕組みが地域のなかでどのように構築されていくのかは、本人への意思決定支援を確保して展開されていくべきであり、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用対象者だけではなく、広く地域の課題として取り組みが求められているものであり、この事業でもたとえば市民後見人養成研修修了者の活躍の場として協働するなど、地域福祉での見守りを擁していると思われる。このように、日常的金銭管理に関する事業全体に意思決定支援を確保する仕組みが地域の実情にあわせて構築していけるよう、国は事業のあり方を整理することが求められる。

このほか、身寄りのない人への支援については、名古屋市社協ヒアリングで「身元保証団体にお任せして、そのあとどうなったか分からないということがある。パッケージではなく、チーム支援が大切ではないか？また、遺贈先の問題もある。遺贈を受け入れる基金が必要だと思う。」という意見が示されたことも特筆しておきたい。加えて、身寄りがない人の終末期・死後事務についても述べておきたい。ヒアリングでは終末期・死後事務の課題について、少なからず聞くことがあった。人生の終末期における対応（延命治療をどうするか）や本人が亡くなったときの死後事務についても多くの対応が迫られており、成年後見制度を利用することで、その対応が可能となるといった制度本来の目的とは異なる要素から、制度利用が検討されることが全国各地で起こっている。終末期の決定や死後の事務は、判断能力が不十分であるか否かに関わらず、誰にでも必要となる支援である。これらの体制を、どのように構築していくか。そのうえで、権利擁護支援が必要となる方への対応をどう考えるか、という思考の流れが地域共生社会の実現には欠かせない。

（4）中核機関の体制について

本調査研究事業で明確になった役割・機能を全て中核機関の職員や関係機関のみが担うのではなく、地域の様々な役割をもつ団体、また成年後見制度の実績のある専門職団体との連携を強化し、権利擁護支援の総合的視点からアドバイスができるアドバイザーを活用することし、地域連携ネットワーク全体で分担して協働していくが求められる。法的支援や生活困窮者への対応などについて法テラスと連携を強化することの有効性（せたな町）、また、自治体内の重層的支援体制整備事業と事例を共有し、協働して検討できる体制づくり（豊田市、大田区、名古屋市）も効果が高いと考える。

地域包括支援センターとの連携・役割分担については、直営で中核機関を運営する町村では、地域包括支援センターとの役割分担や情報共有が重要となっていた。その際には、中核機関と地域包括支

援センターの役割機能を明確に分けない方がうまくいくという実態を知ることができた。規模の大きな市では、一次相談を地域包括支援センターや相談支援事業所が受け、中核機関が二次相談を受けていた。いずれも、住民に身近な相談窓口である地域包括支援センターでの権利擁護支援（成年後見制度を含む）に関する相談は、中核機関が整備された今も、中核機関と連携しつつ機能している実態がある。中核機関が法制化する際、中核機関のみが成年後見制度を含む権利擁護支援相談をうけるという整理になってしまうと、これらの有機的連携が失われる。注意が必要である。

また、制度につながったあとの見直しのために出口版（制度終了を受け止める行政・福祉支援者にとって必要な情報をまとめた逆本人情報シート・逆ソーシャルレポート等）が必要、というアイディアや意見を、多くのヒアリングにおいて得ることができた。

そしてこういったシートを活用して家庭裁判所が審判を下すにあたっては、市町村行政や中核機関がすべての事案に関わることは困難であるため、本人に関わってきた地域の相談支援機関（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、ケアマネジャー等）の社会福祉士等身近な相談援助業務を担っている者が制度終了が可能かどうかについてのアセスメントを行うこと、また、家庭裁判所自体も終了後の調査を担い、調査業務を調査官派遣を行ったり関係団体へ委託したりすることについても意見が出された。ソーシャルワーカーを活用することができる仕組と体制をつくる必要があるとの意見もあった。
また、中核機関が法定化される時には、国として財源を整えるだけではなく、個人情報の取扱いについても法的根拠に基づいて共有できるようになることで、国が第一期基本計画から重要な視点として提示していた親族後見人への支援にも活用できるようになると考えるという意見もあった。これらの業務を担う人材を養成することは容易ではなく、財政措置のみならず、国として研修が必要という意見もあった。

これらを受けて、以下の提言をする。

- 後見人等選任後のモニタリング機能を強化するためには、申立時から本人や環境がどのように変化したのかを検証するための何らかの資料（上記の“逆本人情報シート”“逆ソーシャルリポート）が必要となる。
- モニタリングが重視されることは、民法改正の議論も踏まえて、今後、後見制度が変わるということであり、そのことについての関係者（中核機関だけではなく、一次的な相談を受ける相談機関・相談援助者等）への研修が必要である。地域ごとにばらつきが出ないよう、国でモデル的な研修を行うことが求められる。
- 後見制度を終わることができるという判断が必要となることを考慮すると、“逆本人情報シート”以外に、地域の社会資源マップが必要となるため、各自治体で取り組みが進むような周知が必要である。また、終了の判断においては、市町村単独によるものではなく、圏域単位で検討した上で判断するという考え方もある。生活保護行政や生活困窮者支援の体制がそうであるように、都道府県が小規模市町村の機能を担う仕組みを法的に整備することが求められる。
- これまで以上に福祉と司法の連携は重要であり、それぞれの役割と立場を活かした連携のための人的交流も含めた体制整備を国が促進することが重要である。その際には、地域の特性を生かした、地域ごとの創意工夫ができる柔軟な対応も担保される必要がある。
- 人材・社会資源のあり方は地域によって多様であり、また予算の組み立ても市町村によって違いある。権利擁護支援における個別支援のあり方も、体制整備のあり方も、画一的なものを強制すると、今までの個別支援やネットワーク・有機的連携が崩壊する地域が出現する。それは、あってはならない。地域における柔軟な体制整備のあり方をできる限り認めていく必要がある。

- 一方で、行政手続きの考え方や事務作業など、効率が優先できる業務や簡略化できることなどにおいては（例えば個人情報の取扱いや記録の共有など）、普遍的な対応となるよう、国が根拠を示すためにも法的規定は必須であると考える。

（5）都道府県および都道府県社協の機能と役割

この調査研究事業では、市町村・市町村社協だけではなく都道府県・都道府県社協にもヒアリングを行った。市町村から求められる都道府県および都道府県社協の機能と役割という観点と、相談を直接取り扱うことがほとんどない都道府県（社協）において、どのように市町村を支えていくことが出来るのか、その中でもさまざまな取組みの工夫を伺うことができた。

都道府県および都道府県社協に求められる機能と役割について、以下を提言する。

- 虐待やセルフネグレクト、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護について、市町村がタイムリーに相談できる機関を都道府県レベルで設置すること
- 都道府県社協による法人後見という受任の枠を設けること
- 社協が実施主体となるだけではなく、地域の社会福祉法人の法人後見への取組みを推進していくための役割を担うこと
- 都道府県社協と市町村社協の人材交流や専門職のアドバイザー活用を促進すること
- 小規模自治体においては、複数市町村が合同で運営できる広域対応を県主導で設定すること
- 都道府県（社協）が市町村（社協）の実態や状況を把握するために、アンケート調査を実施し（経年変化を把握）、都道府県として必要な対応を相互に共有すること
- 中核機関の法制化とあわせて、中核機関をバックアップする都道府県の役割・機能も法的根拠を担保すること。（具体的に市町村に対して何を行う必要があるかがわかるようにすること）
- 町村部については、都道府県が中核機関の機能の一部（受任調整やアドバイザーによる助言を受けられる会議等検討を行う場を設置する）を担うこと
- 成年後見制度終了後の総合的権利擁護支援体制が整っていない地域の課題が、都道府県の協議会に提出・協議され、都道府県の地域連携ネットワークのバックアップのもとに総合的権利擁護支援体制が拡大・充実されていく体制を整えること
- 現行の利用支援事業そのものの抜本的見直しが必要な状況をふまえつつ、現在、基礎自治体で設置されているそれぞれの成年後見制度利用支援事業の要綱を熟知し、その違いをわかって市町村等からの相談を受け、取組みが遅れている自治体の住民の不利益とならないような支援を行うこと。

（6）その他、国への要望など

アンケートやヒアリングから、貴重な意見を得られたので、提言として追記したい。

- 国レベルで中核機関の情報交換の場や時間をもってほしい。社会福祉法人の職員への働きかけ、呼びかけも行ってほしい。
- 三士会以外の専門職の育成について、課題と感じている。都道府県ではなく、国全体としての専門職養成について、提言が必要。
- 任意後見制度の改正によって、出口支援が大きく変わる可能性を感じている。使いづらい原因をしっかり把握して、よりよい改正へとつなげてほしい。

- 権利擁護支援は福祉教育の一環として重要である。課題に直面してから向き合うのではない、国としてのアプローチを考えてほしい。
- 自らの権利に気づかず自ら権利行使が難しい状態像のひとつにセルフネグレクト事案がある。民法改正とともに虐待防止法に明確にこういった状態像の方も対象となることが明記される必要がある。

(7)社会福祉士の活用について

以上、述べてきたように、中核機関に求められる役割・機能は、相談を受け付ける前の広報・周知から、権利擁護支援が必要と思われる相談を受け付け、さまざまな視点から支援方針を検討し、成年後見制度を含む必要な支援につなげていくこと、また、個別課題だけで終わらせるのではなく、地域の課題として捉え直し、必要な社会資源の調整や開発を行うことにも広げていくことが求められる。さらに、成年後見制度が今後、1回制度につながったらそれで終わりではなくなることを目指して法改正の議論が進んでいることを踏まえて、制度を利用している方についてのモニタリングが大変重要になってくる。

ここで活用される機能は、社会福祉士などが中心となって行われるソーシャルワーク機能そのものであることが、改めて本調査研究事業で明らかになったといえる。

しかし、求められている役割・機能は、これまで社会福祉士があらゆる対象者に向けてそれぞれの専門機関で行ってきた枠組みのなかの相談援助だけではなく、また、後見人等を受任した立場で担ってきた後見実務の経験・知見だけでもない。意思決定支援の考え方や取り組み方を真摯に学び続け、誰のものでもない本人の意思や意向に沿った本人の人生に向き合う姿勢を支援者だけではなく、地域全体に広げていくことである。

「実務のための手引き」では、支援者に求められる5つの力を提示したが、そのすべてを実践できる人はいない。あらゆる力を結集するコーディネート機能が求められる。その際に、行政と家庭裁判所の通訳機能は法律専門職が得意とするところであり、さらに地域福祉と家庭裁判所の連携において、社会福祉士の力が発揮されることが重要である。地域のあらゆる力を結集するためには、複数の専門性の視点を取り入れて、選択した結果の予測を伝え、二者択一ではない複数の支援方針が提示できること、正解を求めるのではなく個別の事案の特性を理解して、支援チームのモチベーションを維持するような機能が権利擁護支援には重要であり、担うのは社会福祉士ではないかと考える。

ヒアリングにおいては「行政にいる社会福祉士とは別の立場の社会福祉士の助言が得られることで、資料提供や実例紹介もしてもらえて、助かっている。続けてほしい。」や、「社会福祉士は、チームの中にもいるが、チームとも中核機関とも別の立場の社会福祉士が入って、課題解決だけをみずに本人中心で「意思決定支援」「権利擁護」の観点でアドバイスをしてもらえるのは、とてもありがたい。」といった意見がいくつも聞かれた。一方で、「専門職団体から、中核機関整備についてハードルが高くなるような助言を受けてしまっている地域もある。そのあたりについて、専門職団体側からの配慮もあると、担当者としてありがたいのではないか。」といった意見もあった。社会福祉士は、法的に黒か白かを決めにくい職種であり、個別の事案によって、助言も異なる身上保護に関わる助言を求められることが多いため、さまざまな専門職の専門性を活かして助言内容を有効に活用できるよう、中核機関を支援する重要な役割を担うことができると考える。専門職の活用は、市町村単独だけではなく、広域対応や都道府県においても有効に機能すると考える。

社会福祉士会(日本及び都道府県)では、こういった地域の要請に応えられる人材育成にさらに取り組んでいくとともに、社会福祉士が取り組んだ実践を見える化していくことも重要であると考えている。

資料編

①ヒアリング調査 調査票
②アンケート調査 調査票
③事業実施体制

中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業

ヒアリング調査について

公益社団法人　日本社会福祉士会

1　ヒアリング調査の目的

（1）　中核機関の役割・機能の実態把握

・国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を受けた中核機関の位置づけ・役割・機能の実態把握を行う。
・特に、ソーシャルワーク機能がどのように発揮されているか、チームへの支援、地域連携ネットワークへの支援、包括的支援体制（重層事業）、地域包括支援センターの権利擁護事業等との関係等に着目する。

（2）　中核機関における行政と司法の連携と課題

・中核機関について、特に行政と司法の連携について実態調査を行い、現状の課題と法的基盤の整備の必要性等を整理する。
・家裁との連携や個人情報共有における課題、自治体による支援のばらつきなど、現場の実態を把握する。

（3）　中核機関に配置する人材と体制

・中核機関が機能を発揮する上で必要な体制と、中核機関への支援について、調査を行う。
・現状の配置状況と、配置された人材にもとめられる役割・機能を明らかにする。

2 ヒアリング調査項目

（1） 自治体・中核機関の基本情報について

〇自治体概要
（人口、高齢化率、地域包括支援センター設置数、日常生活自立支援事業利用者数、障害者相談支援事業所数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳取得者数等）

〇成年後見制度の関連状況 （成年後見制度利用者数、市長申立数、市民後見人養成状況等）

〇中核機関概要 （直営／委託、対象自治体、沿革、職員体制、協議体等）

〇直営・委託の役割分担の在り方

（2） 中核機関の主な役割と支援機能、取組について

〇第二期計画における「地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・役割」の各場面ごとに、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関は、どのような役割・ソーシャルワーク機能を担い、どのような取組を行っているか

① 権利擁護支援の検討に関する場面 （成年後見制度の利用前）

（「権利擁護の相談支援」機能、「制度利用の案内」機能）

a.本人等からの相談対応と制度の説明
b.権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

② 成年後見制度の利用の開始までの場面 （申立人の準備から後見人の選任まで）

（「権利擁護支援チームの形成支援」機能、「適切な選任形態の判断」機能）

a.権利擁護支援の方針の検討
b.適切な申立ての調整
c.権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援（後見人等の参画を含む。）

③ 成年後見制度の利用開始後に関する場面 （後見人の選任後）

（「権利擁護支援チームの自立支援」機能、「適切な後見事務の確保」機能）

a.権利擁護支援チーム開始の支援
b.権利擁護支援チームの開始後、必要に応じて行う支援

（参考：第二期成年後見制度利用促進基本計画　P36より）

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア　共通理解の促進	イ　多様な主体の参画・活躍	ウ　機能強化のためのしくみづくり
【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b　中核機関と各相談支援機関との連携強化	a　各相談支援機関等の連携のしくみづくり b　成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで） 【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能	a　選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a　都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b　専門職団体による専門職後見人の育成	a　後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b　市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後） 【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能	a　意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a　地域の担い手の活躍支援 b　制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a　後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b　家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

（3）権利擁護支援相談時の書式（帳票・ツール等）について

○各場面で、どのような点について把握・検討・調整をしているのか、支援のプロセスや留意点について、支援で活用している書式（帳票・ツール等）

→複数の自治体・中核機関のツールを参考に検討し、本事業の成果物（参考ツール・書式等）を作成する。

（4）中核機関におけるチームへの支援について

○中核機関におけるチームへの支援の在り方

・相談対応で困難な事案があるか、そのときにどんな対応が必要か

（5）地域連携ネットワークの在り方、既存のネットワークとの有機的連携について

〇協議会メンバーへの働きかけ、情報共有の仕組み等
〇権利擁護支援の共通言語が持ちにくい中、どのような対応・工夫を行っているか

（6） 重層的体制整備支援事業との連携について

〇自治体内での庁内連携における課題等
〇重層的体制整備支援事業の実施と庁内連携の影響等

（7）地域包括支援センター等既存の権利擁護相談窓口との連携について

〇中核機関と地域包括支援センターの権利擁護業務との関係、役割分担
・地域ごとの整理状況
〇中核機関と地域包括支援センターとのケース共有の在り方

（8）権利擁護支援における行政の役割・機能のあり方について

〇中核機関の相談窓口に寄せられる虐待対応（セルフネグレクト対応）未実施事案の状況について
〇上記役割のうち、中核機関では担うことが困難なもの
〇権利擁護支援において求められる（果たすべき）行政の役割・機能

（9）権利擁護支援における都道府県の役割について

〇小規模自治体等、単独では担うことが難しい役割・機能
〇上記の地域における都道府県の役割

（10）民法改正の議論をふまえた中核機関の役割について

〇制度の適切な利用と地域における権利擁護支援の在り方
〇家庭裁判所および機関間の個人情報の共有に関する取り扱い
〇法整備に関する課題
〇福祉関係／司法関係の専門職との連携

中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業
アンケート調査票

【注意事項】
〇マクロを設定しているため、セルの結合、行列の削除及び挿入は絶対に行わないでください。
〇選択式回答箇所については、ドロップダウンから選択してください。
〇推進機関や権利擁護センター等、中核機関と同等の役割機能を果たしていると考えられる機関につきましても、ご回答をお願い申し上げます。

送付先：公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局（chukaku2024-survey@jacsw.or.jp）
提出期限：令和６年１月８日（水）～２月３日（水）

【自治体基礎情報】（１）－１

自治体コード		都道府県名		市区町村名	
所属部署		担当者名（漢字）		担当者名（カナ）	
メールアドレス				電話番号	

（１） 自治体・中核機関の基本情報について ※2023年度における最新の数にてご回答をお願いします。

２．貴自治体の人口規模について、以下のいずれかに〇をつけてください。

項目	回答
町村	
市１０万未満	
市１０万以上	
市２０万以上	
政令市・特別区	

３．貴自治体の高齢化率について、以下のいずれかに〇をつけてください。

項目	回答
２０％未満	
２０～２５％未満	
２５～３０％未満	
３０～３５％未満	
３５～４０％未満	
４０％以上	

４．中核機関の形態について、中核機関を設置している場合に、以下の項目にご回答ください。

いずれか１つに〇	回答
単独	
広域	

いずれか１つに〇	回答
直営	
一部直営	
委託	
未設置	
その他	

一部委託先	
委託先	

※「一部直営」あるいは「委託」に〇を付けた場合、その委託先についても記載をお願い申し上げます。

５．直営・委託の役割分担の在り方について、ご記入ください。（自由記述）

６．成年後見制度の利用者数について、以下にご記入ください。

利用者数	

７．２０２３年度市区町村長申立数について、以下にご記入ください。

申立数	

８．中核機関、推進機関等の職員体制について、以下にご記入ください。

職員数	

責任者の資格	
職能団体への所属の有無	

●社会福祉士の関わり

職員の雇用形態	回答
正規職員数	
非正規職員数	

協議体、委員会等の委員数	
都道府県社会福祉士会からの派遣の有無	

アドバイザーの数	
都道府県社会福祉士会からの派遣の有無	

研修講師数	
都道府県社会福祉士会からの派遣の有無	

その他	

●法律専門職等の関わり

項目	回答
弁護士	
司法書士	
その他	

（２）　中核機関の主な役割と支援機能、取組について

貴自治体において、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関は、各場面ごとに、どのような役割・ソーシャルワーク機能を担っているか、実施している項目に〇をつけてください。（該当するものを選択・複数選択可）

①権利擁護支援の検討に関する場面　（成年後見制度の利用前）

項目	回答
a.本人等からの相談対応と制度の説明	
b.権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ	
c.成年後見制度の必要性など権利擁護支援について理解の浸透（広報を含む）	
d.権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透	
e.地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化	
f.中核機関と各相談支援機関の連携強化	
g.各相談支援機関等の連携のしくみづくり	
h.成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり	
i.成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築	

②成年後見制度の利用の開始までの場面　（申立人の準備から後見人の選任まで）

項目	回答
a.権利擁護支援の方針の検討	
b.適切な申立ての調整	
c.権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援（後見人等の参画を含む。）	
d.選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	
e.都道府県と市町村による地域の担い手の育成	
f.専門職団体による専門職後見人の育成	
g.後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり	
h.市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築	

③成年後見制度の利用開始後に関する場面　（後見人の選任後）

項目	回答
a.権利擁護支援チーム開始の支援	
b.権利擁護支援チームの開始後、必要に応じて行う支援	
c.意思決定支援や後見人の役割についての理解の浸透	
d.地域の担い手の活躍支援	
e.制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	
f.後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築	
g.家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築	

（参考：第二期成年後見制度利用促進基本計画より）

（３）中核機関におけるチームへの支援について

〇中核機関におけるチームへの支援について、相談の中で困難な事案がありますか。
また、中核機関ではどのような対応を行っていますか。　（自由記述）

（４）地域連携ネットワークの在り方、既存のネットワークとの有機的連携について

１．地域連携ネットワークが機能するよう、どのような働きかけや工夫を行っていますか。（該当するものを選択、複数選択可）

項目	回答
a.地域内の多様な関係団体が参加するような働きかけ	
b.協議体が機動的に協議できるような参加団体の選定（絞り込み）	
c.既存の協議体との連携や一体的運用	
d.司法関係機関（家庭裁判所・専門職等）との有機的連携	
e.その他	

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

２．関係機関により専門性が異なり、権利擁護支援の共通言語が持ちにくい中、どのような対応・工夫を行っていますか。
（該当するものを選択・複数選択可）

項目	回答
a.権利擁護支援に関する共通基盤となる考え方や用語の周知・広報	
b.専門職（アドバイザー等）による通訳・共通基盤支援	
c.その他	

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

（５）　重層的体制整備支援事業との連携について

貴自治体では、重層的体制整備支援事業を実施していますか？

項目	回答
実施している	
実施していない	

「実施している」に〇をつけた場合にご回答ください。

〇重層的体制整備支援事業と中核機関の取組との連携状況について教えてください。（１つ選択）

いずれか１つに〇	回答
a.重層的体制整備支援事業の定例会議に、中核機関が毎回参加している	
b.重層的体制整備支援事業の定例会議に、中核機関が必要に応じて参加している	
c.中核機関の会議に、重層的体制整備支援事業担当が必要に応じて参加している	
d.その他	

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

（６）既存の権利擁護相談窓口との連携について

地域包括支援センターや相談支援事業所等、既存の権利擁護相談窓口との連携状況等について教えてください。

（該当するものを選択・複数選択可）

一般的な相談の受け方	回答
a.相談の受け方に関するルールの有無	
b.共通するツール（アセスメントシート等）の使用	
c.会議への参加	
d. チーム支援、バックアップへの関わり	
e. 成年後見制度以外の制度利用の場合のフォローアップ	
f.虐待関係事案へのフォローアップ	
g.その他	

※「相談の受け方に関するルールの有無」に〇を付けた場合、具体的なルールの内容を以下にお願いいたします。

ルールの内容	

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

（７）権利擁護支援における市区町村の役割・機能のあり方について

〇権利擁護支援において、どのような時に市区町村と連携をしていますか。（該当するものを選択・複数選択可）

項目	回答
a.虐待対応	
b.緊急対応	
c.セルフネグレクト	
d. 医療対応（疾病等）	
e. 地域からの孤立・排除	
f.サービスの（再）調整対応	
g.市長申立	
h.その他	

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

〇中核機関の会議体に市区町村はどう関わっていますか。（１つ選択）

いずれか１つに〇	回答
a.市区町村が会議を主催	
b.中核機関が主催する会議に原則出席	
c.中核機関が主催する会議に必要に応じ、オブザーバー参加	
d. 出席していない	

（８）権利擁護支援における都道府県の役割について

〇権利擁護支援において、どのような時に都道府県と連携をしていますか（該当するものを選択・複数選択可）

項目	回答
a.ブロック別等広域の会議を開催	
b.家庭裁判所との連携の場・機会づくり	
c.職員やアドバイザーの派遣	
d.事例検討会の開催（困難事例への専門的助言の提供等）	
e. 法人後見に関する取り組み	
f.市民後見人の養成に関する取り組み	
g.その他	

※「職員やアドバイザーの派遣」に〇を付けた場合、派遣者の職種を以下にお願いいたします。

派遣者の職種

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

（９）民法改正の議論をふまえた中核機関の役割について

現在、成年後見制度を必要な時期、必要な範囲で利用できる制度とするための検討や、中核機関の法制化の必要性、後見制度の利用を終了するか継続するか見直しや評価を行う検討とともに、地域において、今後どのような支援や体制が必要か等の論点について、検討が行われています。

法改正や新たな体制を見据え、中核機関をめぐり検討が必要と思われる項目を選択してください。（複数回答可）

項目	回答
a.成年後見制度の適切な利用と継続・終了を判断するための情報収集・検討の仕組みと家裁との連携	
b.成年後見制度利用終了後につなげる社会資源（利用可能な制度等）の整備拡充	
c.家裁および機関間の個人情報の共有に関する取り扱い	
d.関係機関間における協議会への家裁の関与	
e.関係機関間における福祉・司法専門職の関与	
f.（終了ケースについて）再度成年後見制度が必要になった時の簡易な利用手続き	
g.その他（自由記述）	

※「その他」に〇を付けた場合、具体的な記入を以下にお願いいたします。

具体的な記入	

質問は以上です。
ご協力いただき誠にありがとうございました。

中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業　実施体制

(1)委員会名簿

1)中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業委員会

	氏 名	所 属	備 考
1	星野　美子	日本社会福祉士会　理事	委員長
2	青木　佳史	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター　副センター長	
3	今井　昭二	京都府障害者支援課 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	
4	遠藤　智也	三島市社会福祉協議会 三島市成年後見支援センター	
5	大久保　麻未	北海道せたな町保健福祉課 せたな町地域包括支援センター　包括支援係長	
6	上山　泰	新潟大学　法学部　法学科　教授	
7	川端　伸子	一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす　代表理事	
8	久保　厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会　顧問	
9	住田　敦子	尾張東部権利擁護支援センター　センター長	
10	十河　真子	香川県社会福祉協議会　地域福祉部長	
11	西川　浩之	成年後見センター・リーガルサポート　副理事長	
12	花俣　ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会　副代表理事	

2)オブザーバー

	氏 名	所 属
1	田邊　寿	日本社会福祉士会　アドバイザー(権利擁護)
2	西原　留美子	日本社会福祉士会　アドバイザー(権利擁護)

3)事務局

	氏 名	所 属
1	荒木　千晴	公益社団法人日本社会福祉士会　事務局　企画グループ　課長
2	鐙　健幸	公益社団法人日本社会福祉士会　事務局　企画グループ

（2）開催状況

1）中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業委員会（4回）

	日 時	場 所	主要議事
1	2024 年 8 月 23 日（金）	Web 会議室（Zoom）	調査の進め方について
2	2024 年 9 月 25 日（水）	Web 会議室（Zoom）	調査票の項目について
3	2025 年 2 月 24 日（月）	Web 会議室（Zoom）	調査のまとめ方について
4	2025 年 3 月 20 日（木）	Web 会議室（Zoom）	報告書について

（3）ヒアリング調査

調査協力機関名簿（ヒアリング実施順）

1）市区町村、市区町村社会福祉協議会

	日時	調査協力機関名
1	2024 年 9 月 3 日（火）	豊田市、社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会
2	2024 年 9 月 9 日（月）	大田区、社会福祉法人　大田区社会福祉協議会
3	2024 年 12 月 4 日（水）	せたな町
4	2024 年 12 月 12 日（木）	甲斐市
5	2024 年 12 月 25 日（水）	社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会
6	2025 年 2 月 3 日（月）	木曽町、木曽広域連合

2）都道府県、都道府県社会福祉協議会

	日時	調査協力機関名
1	2024 年 12 月 20 日（金）	社会福祉法人　静岡県社会福祉協議会
2	2024 年 12 月 23 日（月）	京都府
3	2025 年 1 月 7 日（火）	社会福祉法人　香川県社会福祉協議会
4	2025 年 1 月 17 日（金）	宮崎県
5	2025 年 3 月 12 日（水）	東京都、社会福祉法人　東京都社会福祉協議会

中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する
調査研究事業 報告書

発　行　令和7年(2025 年)3月

発行者　公益社団法人 日本社会福祉士会
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1－13 カタオカビル 2F
TEL：03-3355-6541　FAX：03-3355-6543
E-mail：info@jacsw.or.jp

公益社団法人　日本社会福祉士会
〒160-0004　東京都新宿区四谷1−13　カタオカビル2F
TEL 03-3355-6541　FAX 03-3355-6543